

(H18.03.31 公表)

小さくても、安全・元気で、魅力ある町

玉村町経営改革大綱

～町民と行政が、ともに支え、ともに育む

自律に向けた経営改革～

平成18年1月

玉村町

目次

はじめに	1
1 これまでの行財政改革への取り組み	2
2 町が行財政を取り巻く環境の変化	2
(1) 地方分権時代への対応	3
(2) 三位一体改革への対応	3
(3) 社会経済環境への対応	3
(4) 参画・協働への対応	4
(5) コストの最適化とサービスの質の向上への対応	4
3 経営改革の基本理念	5
4 経営改革の目標	9
(1) 改革の目標	9
(2) 3つの経営方針	9
(3) 6つの経営戦略と推進課題	11
5 経営改革の進め方	16
(1) 実施計画の策定	16
(2) 推進期間	16
(3) 進行管理と見直し	17
(4) 経営改革の推進体制	18
(5) 経営改革町民委員会とは	19

資料

[資料 1] これまでの行政改革の取組事項	20
[資料 2] 国と地方の財政状況と見通し	22
(1) 国の財政状況と見通し	22
(2) 県の財政状況と見通し	23
(3) 町の財政状況と見通し	24
歳入の状況と今後の方向	24
町税	24
地方交付税	25
財政力指数	27
経常収支比率	28
地方債	29
公債費負担比率	30
基金	31
歳出の状況と今後の方向	32
職員数	32
[資料 3] 町の人口見通し	34
人口の増減	34
年齢階層別人口	35
[資料 4] 産業振興の課題	36
[資料 5] 集中改革プランとの関連図	38

はじめに

本町は、平成 3 年の都市計画線引とバブル経済が重なったことにより人口が急増し、前橋市、高崎市、伊勢崎市のベッドタウンとして発展してきました。

この人口急増に伴い、道路網整備を始めとする生活関連社会資本の整備を行い、田園都市としての環境を守りつつ、福祉・健康・教育のまちづくりを推進し、町民のみなさんがきめ細やかな行政サービスを楽しみ、安心して生活できるよう努めてまいりました。

しかし、バブル崩壊後の長引く経済不況に加え、少子高齢化に伴う人口減少社会の到来、情報化や国際化、地方分権の進展や三位一体改革の確実な推進など、地方自治体を取り巻く社会経済情勢は大きく変貌しつつあります。

こうした時代の潮流は、私たちに向って自己決定・自己責任の下でまちづくりを競い合う、自治体間競争の本格的な幕開けを示唆しており、これまでの行政運営とまちづくりの方策を大きく変革することを迫っています。

私が、町長就任とともに、行政改革を最重点課題として掲げてきましたのは、町制施行半世紀を迎えようとしているこの玉村町に暮らす人々の将来の幸せを第一に考えたからです。そして、先人が培った町の文化や歴史を守り、育て、未来を担う子どもたちに伝えていくことが、今を生きる私たちの責務であると考えたからです。

今、地域のコミュニティーは急速にその力を失い、世界に誇った日本の治安システムは人口の急増や急激な国際化もあって悪化を続けています。さらに豊かさを追い求めた結果、文化や歴史までも次々と消失して豊かさの後ろに暗い影を落としています。

私は、これからの時代は自治体の規模ではなく、住民と行政が議論を交わし、自らの意識改革からそれぞれの役割を分担することはもちろん、そこに暮らす人々が自律し協力し合えるようなコミュニティーが創れなければ、その自治体は自律できないと考えています。そして、自律した住民一人ひとりが思いを共有し、このまちに住んでいて良かったと思えるようなまちづくり、子や孫たちに誇れるようなまちづくりへの取り組みが、この玉村町であればこそ可能であると信じています。

私たちは、この町が持っている豊かな風土、豊かな人間性などの経営資源を最大限に生かすことによって、ここに暮らす人々が、笑顔でいきいきと生活し、子供たちが夢と希望をもって成長することのできる町を構築することが必ずできるはずで

そのために私は、先人が築き上げ発展させてきたこの玉村町を、さらに住みやすく魅力あふれる町として発展させるため、町民のみなさんと、ともに手を携え、汗を流しながら、協働のまちづくりを推進していきます。

そして、町民のみなさんが町に誇りを持って生活でき、未来に希望と喜びをもてるような「小さくても、安全・元気で、魅力ある玉村町」を創るため、私は、「町民と行政が、ともに支え、ともに育む自律に向けた経営改革」を町民のみなさんに開かれたものとして、着実に実施、実現していきます。

平成 18 年 1 月

玉村町長 貫井孝道

1. これまでの行財政改革への取り組み

町では、平成8年に策定した「玉村町行政改革大綱」に基づき、これまで行財政改革を推進してきました。改革の方策としては、

- (1) 主体性を発揮できる行政システムの構築
- (2) 公正で開かれた行政システムの構築
- (3) 情報化の推進による新たな行政システムの構築
- (4) 簡素で効率的な行政システムの構築
- (5) 行政と民間の新たな協働システムの構築

の5点を行財政改革の目的に掲げ、その実現に向け取り組んできました。

(これまでの行政改革の取組事項 [資料1] 参照)

2. 町の行財政を取り巻く環境の変化

町では、先のとおり平成8年の方策で提示した諸課題を徐々に達成してきていますが、激しい社会経済システムの変化により、次のような様々な新しい課題に直面しています。



(1) 地方分権時代への対応

地方分権一括法が施行されてから5年が経過し、自己決定・自己責任のもとで行政運営を行う本格的な地方分権の時代が到来しました。こうした中、町は、地方分権時代にふさわしい「自律」したまちづくりを進めるために、町民・事業者と行政が一緒になって知恵を出し合い新しいまちづくりのルールやシステムを創っていく必要があります。

国や県においても急速に行財政の構造改革が進められています。地方分権時代にふさわしい行財政の構造改革を進め、スリムで効率的な行財政システムを構築する必要に迫られています。

県央地域における自治体の合併や連携などの今後の動向を踏まえ、将来の町の発展の方向性を考えながら広域行政を引き続き研究し、合併するしないにかかわらず状況の変化に主体的かつ柔軟に対応できるよう、しっかりとした行財政システムを確立しておく必要があります。

地方分権改革の動きは、単に国から地方への事務移譲や財源移譲に止まらず、地方制度調査会の答申にあるように現行の都道府県、市町村制度の見直しといった抜本的な地方制度改革につながっていく可能性があります。町は、このような動向を注視しながら柔軟に対応できる体制を整えておく必要があります。

(2) 三位一体改革への対応

第3次小泉内閣の発足により、国では三位一体改革を確実なものとして推進しています。このため、国からの補助金と地方交付税の削減による地方財政への影響は、必至の状況です。今後ますます厳しい財政運営が予想される中で、町は、財政の構造改革に積極的に取り組み、中・長期的かつ経営的な視点で「自律」した財政運営を行わざるを得ない段階を迎えています。

(国と地方の財政状況と見通し [資料2] 参照)

地方が、自らのお金の使い方を自らの権限、責任、財源で賄う割合を増やし、簡素で効率的な行財政システムを構築することは、地方分権時代にふさわしい「自律」したまちづくりのために欠かせない条件です。そのために町は、最小の経費で最大の効果を上げ、持続可能で柔軟性のある財政基盤を、将来にわたって確立する必要があります。

(3) 社会経済環境への対応

少子・高齢化は急速に進行し、昨年から国全体で人口減少社会に突入し、町も人口減少に転じました。町は、県内で最も高齢化率の低いことから、今後、他に類をみないほど急速に高齢化が進む可能性があり、これに耐えられるような行財政システムを確立しておく必要があります。

(町の人口見通し [資料3] 参照)

かつてのような右肩上がりの経済成長の時代から成熟経済の時代に入ることにより、町は、従来のような規模拡大を前提とした財政運営は望めなくなり、施設整備やサービス提供のあり方も見直しが迫られています。

低成長時代の産業構造の変化が進むなか、町の活性化の基盤である農業・工業・商業の振興が課題となっています。地域雇用を確保し町の収入を増加させるためには、企業誘致や産業間の連携などの振興施策に取り組み、地域産業を発展させる必要があります。

(産業振興の課題 [資料4] 参照)

(4) 参画・協働への対応

最近、住民投票に代表されるように、自治体の意志決定等への直接的な住民参加を求め動きが盛んになり、地域における公共の仕事は自治体だけが担うのではなく、町民、事業者等様々な形で住民が共に担っていきこうという参画・協働の考え方が生まれてきました。町は、このような自治意識の向上に応える新しいルールやしくみを創る必要があります。

行政サービスの水準は大きく向上し、全国画一的なサービスはほぼ達成され、これからは、地域に応じた多様なサービスが求められる時代となりました。このような多様なサービスの提供を行っていくためには、これまでの行政サイドの都合ではなく、サービスを受ける住民サイドの意向を重視した体制が求められています。

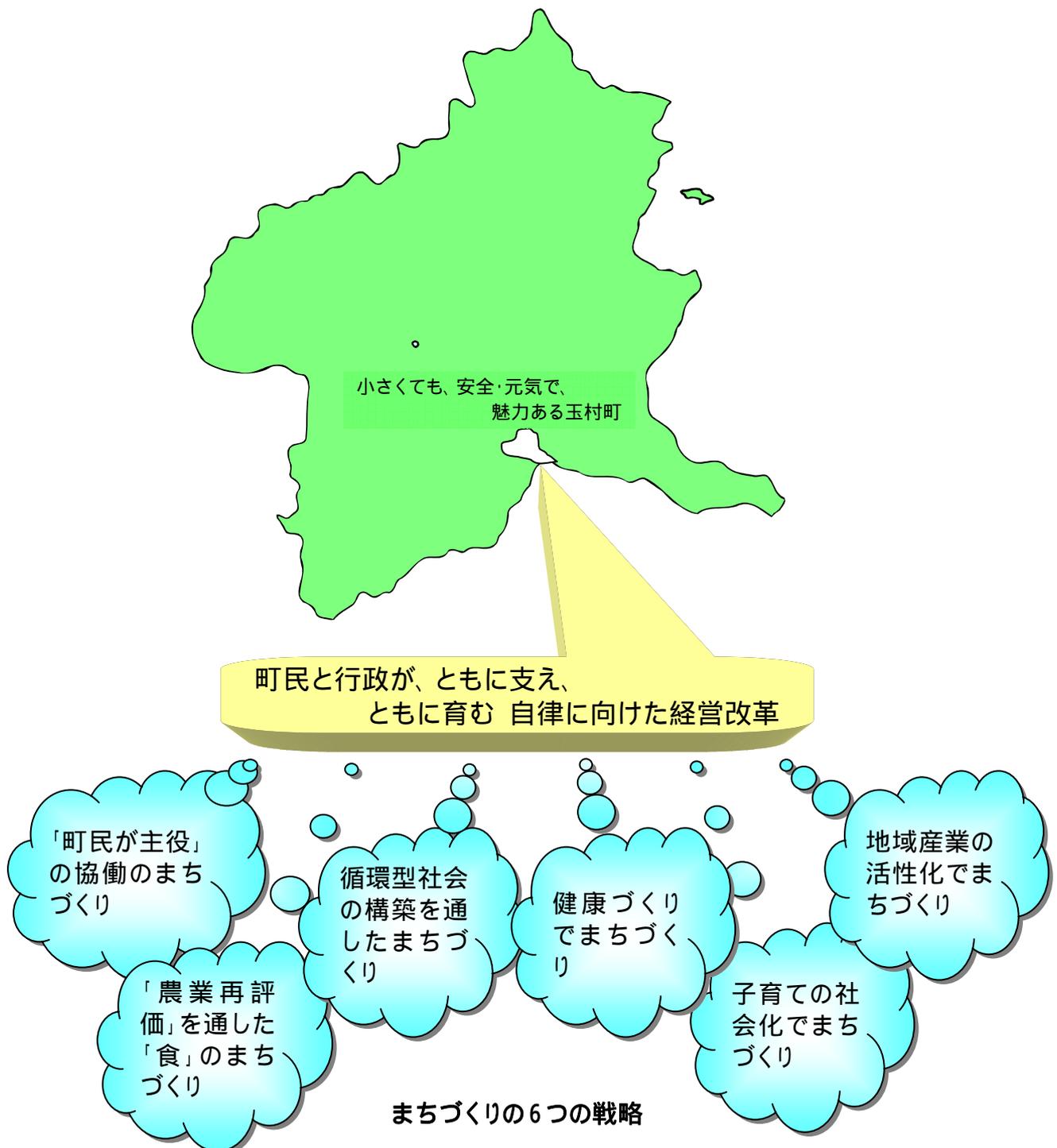
(5) コストの最適化とサービスの質の向上への対応

社会情勢は、日々刻々変わっています。町でもこれらの動きに対し、迅速にかつ的確に対応しなければなりません。このために町は、民間の経営的な視点と発想を取り入れた、スピード・コスト・成果を重視する柔軟な行政経営を展開するよう努めなければなりません。

情報化の進展や民間活力の導入により、サービスの質や利便性の向上が求められています。また同時に、新しい仕事に対応する組織・機構の再編成や、職員の政策形成能力の向上と意識改革が求められています。これらに対応するため町は、スリムで効率的な行政体を速やかに整備する必要があります。

3. 経営改革の基本理念

これらの社会経済システムの激しい変化に対応した新たな行政運営を行うためには、行政改革という従来の発想から踏み出して、町民と一緒に町を運営するという観点から新たな改革プランを策定し取り組む必要があります。町は、地方分権時代にふさわしい「小さくても、安全・元気で、魅力ある町」を実現するため、玉村町経営改革町民委員会から提言された「まちづくりの6つの戦略」を踏まえて「町民と行政が、ともに支え、ともに育む 自律に向けた経営改革」に取り組み、今までのやり方にとらわれず中・長期的視点に立って行財政運営のしくみを徹底的に見直します。



町民と行政が、ともに支え、ともに育む 自律に向けた経営改革

長期化する景気の停滞、急速に進行する社会の少子高齢化に加え、国の「三位一体改革」などのために、財政運営が厳しさを増すなか、町は、当面合併せず、単独で町の経営を進めていく「自律」路線を選択し、これを町政の基軸としました。地方分権改革が進む現在、「自律」の町政を掲げた町は、中・長期的視点に立って、コストの最適化やサービスの質の向上をはじめとする町独自の行財政運営の仕組みを構築し、徹底的なスリム化を断行し、限られた財源を有効活用しながら、町民と緊密に協働し、活気あるまちづくりを展開していく仕掛けとネットワークを創出しなければなりません。

そのためには、まず町民から信頼される役場・職員となることを基本として、町民と行政との信頼関係のうえに住民参画・協働による構造改革を進めることが重要です。そして、町民本意、町民主体の視点で町民満足度を向上させるため、常に町民の視点で改革を進めることも必要です。

また、行政も改革が遅れれば破綻する時代を迎えています。行政も民間と同様にスピード・コスト意識をもって機構改革や人事制度改革、アウトソーシングなど、あらゆる改革を町民の目に見える形で大胆かつ継続的に進めることが必要です。これらの改革は、スリムで効率的な行政体づくりに欠かせないものであり、「自律」する玉村町にとっては最も重要です。

このような取り組みにより、町民参画のまちづくりのネットワーク化を推進する土台づくりが整い、地方分権時代にふさわしい「町民と行政が、ともに支え、ともに育む 自律に向けた経営改革」を実現することができます。

玉村町経営改革町民委員会から受けた以下の6つの戦略は、これからの「自律」したまちづくりを実現するための方策として最も重要なものです。

まちづくりの6つの戦略

(1) 「住民が主役」の協働のまちづくり

町政の基本軸として「自律」路線を掲げた町では、限られた財源の中、町を経営していくためには、補完性の原理に基づいて、個人・地域・行政の「自助」「互助」「公助」(1)の役割分担を明確にし、行政サービスと行政コストの最適化を図りつつ、さまざまな分野で住民と「協働」してまちづくりに取り組んでいくことが重要になってきます。なかでも、営利を求めず社会貢献活動を行う行政区活動・公民館活動・ボランティア団体・NPOなどは「新しい公共」(ニュー・パブリック)の担い手として期待されます。今後は、行政側には、こうした住民によって主体的に行われる公益性の高い活動を積極的に支援する諸策を創出することが求められます。

(2) 「農業再評価」を通じた「食」のまちづくり

町は、農業が基幹産業であり、麦に代表される日本有数の作物にも恵まれています。長

引く経済不況による消費の落ち込みに合わせ、農産物価格の低迷化、平成16年から始まった新たな米政策制度、平成19年からスタートする「担い手」の経営に着目した新たな経営安定対策などの影響などにより、本町の土地利用型農業は大きな転換期を迎えています。農業の衰退は、町の経済的基盤の脆弱化を招来することにもなり、座視できません。

このような厳しい状況の中では、従来の生産者中心から、地域の消費者や市場をも重視した生産体系を確立し、「麦」を中軸とした「玉村産ブランド」を創出することによって農業振興・地域経済活動の活性化を図ることが求められます。そのためには、各家庭は勿論、「食育」を中心とした「健康づくり事業」や「学校給食」などにおける地産地消の推進が不可欠となります。従って、町としても、地元でとれる農産物の新鮮さ・美味しさや安心・安全さを住民に再評価・再認識してもらい、地元での種々の「食」の場における消費がさらに拡大していくための支援活動に取り組んでいくことが求められます。

(3) 循環型社会の構築を通したまちづくり

資源の有効活用や省エネルギー、ゴミの減量化・資源化の促進、新エネルギーの導入などは、真に住みよい循環型社会(2)を育むとともに、行政コスト低減にもつながります。今後、住民・事業者・行政が相互協力し、低コストでも実効のある、資源・環境に配慮したまちづくりを推進していくことが求められます。

(4) 健康づくりでまちづくり

一生涯を楽しく心豊かに過ごすには、「健康寿命」(3)の延伸を図ることが大切であり、住民一人ひとりが主体的に健康づくりに励み、生きがいある生活を送ることは、町の医療費全体の伸びを抑制し、税負担を減らすことにも寄与します。従って、高齢社会の健康づくりを推進し、住民一人ひとりの健康寿命を伸ばし、「生活の質(QOL)」(4)を高めるためにも、「ヘルスプロモーション」(5)の考え方に基づき、個人では対応しにくい健康づくりに関わる問題について、さまざまな団体や機関、行政などが連携し合い、その解決に取り組み、みんなで健康を育むまちづくりを推進することが求められます。

(5) 子育ての社会化でまちづくり

町は、保育環境・教育環境の公的整備が徹底しており、子育て支援の充実が「子どもを育てるなら玉村町」という定評につながり、町の誇るべき独自性ともなっています。今後は、緊縮財政下にあっても、子育てを社会全体で支援する環境が後退することなく、町民の多様なニーズにも対応し得るように、ボランティア・NPO・民間事業者の活用、ファミリーサポートセンター事業(6)・民営の学童保育事業などの積極的導入を図ることが求められます。

(6) 地域産業の活性化でまちづくり

町の収入が増加するためには、地域の産業が発展しなければなりません。農業・商業・工業の発展のため、企業誘致や産業間の連携などの振興施策に取り組むことが必要です。

産業の振興や企業の誘致は、新たな雇用機会の創出や消費の拡大など地域経済に大きな活力をもたらすとともに、高齢社会を目前に控えた玉村町にとって若手の勤労者人口を増やす

方策としても有効です。

また、地域の産業の育成は勿論のこと、今後は、地域経済発展の活力として新しい力が必要となります。このため、町の立地環境に適した産業の起業に対する支援の充実を図ることが求められ、起業の知識や技術の習得をめざす講座の開催から、融資、経営指導など一貫した支援を行う体制をより強化していく必要があります。また、住民生活の向上にとって有益な生活支援型の産業について、事業者や有識者、知識経験を有する住民に呼びかけ新しいビジネスモデルの研究を行うことも重要です。

1 「自助」「互助」「公助」

...様々な「助け合い」の段階を指します。本人や家族が自分たちの努力で対応する「自助」、地域住民が互いに助け合う「互助」、以上2つの「助け合い」では対応が困難な場合に行政が手を差し伸べる「公助」の3つです。

2 「循環型社会」

...平成12年5月に廃棄物処理及び再資源化関連法を統括する枠組み法として「循環型社会形成推進基本法」が制定された。ゴミを出さない、出たゴミはできるだけ資源として再利用する、再利用できないゴミは適正に処分することによって、環境への負荷が低減される社会の実現をめざすもの。

3 「健康寿命」

...痴呆や寝たきり状態にならず、健康でいきいきと心豊かに生活できる期間。

4 「QOL」

...Quality Of Life(クオリティ・オブ・ライフ)の略で、生活の質の意。人間が人間として有意義に生きるためにはどうしたらよいか、というテーマのこと。

5 「ヘルスプロモーション」

...「住民一人ひとりが自ら決定し、健康増進や病気の予防、障害や慢性的な病気をコントロールする能力を高めること」と「健康を支援する社会環境づくりを行うこと」の2点を柱とする健康づくり対策の手法。旧来の健康づくり事業は、「健康」を最終目標としていたが、ヘルスプロモーションは、「生活の質(QOL)の向上」を最終目標とし、「健康」は「生活の質」を向上させるための一要素に位置づけている。

6 ファミリーサポート事業

...子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と、子育ての支援活動を行いたい人(提供会員)が、育児について助け合う会員組織。

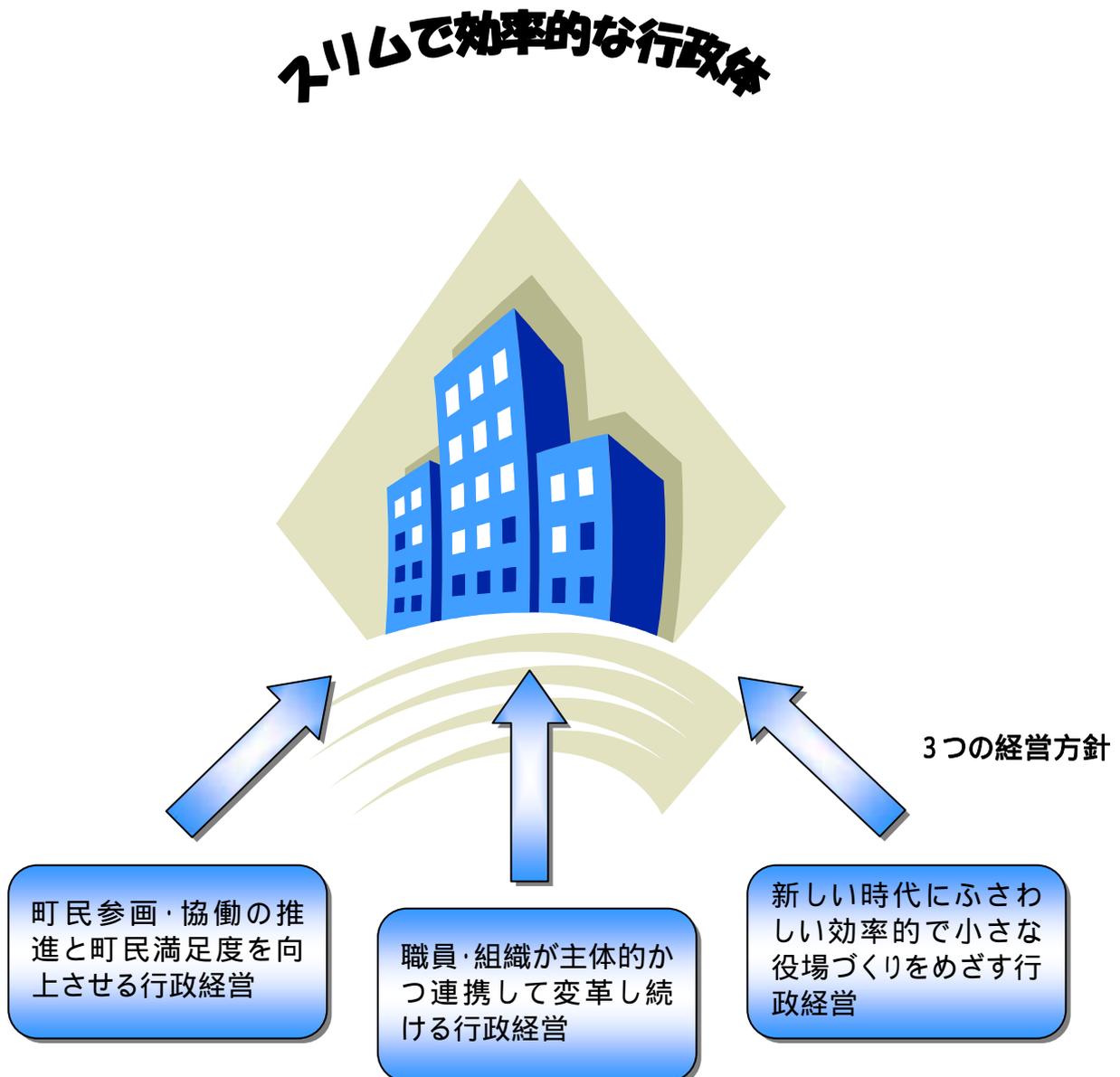
4. 経営改革の目標

(1) 改革の目標

町は、今回の改革で「町民と行政が、ともに支え、ともに育む 自律に向けた経営改革」に取り組み、町民満足度を向上させるために、質の高い行政サービスを持続的に提供することをめざします。そのためには、まず行財政運営の構造改革を進め、町民とともに時代の変化に即応した「スリムで効率的な行政体」を築くが必要になってきます。

(2) 3つの経営方針

今回の経営改革の目標である時代の変化に即応した「スリムで効率的な行政体」を実現するために、次の3つの経営方針に基づき改革に取り組みます。



3つの経営方針

町民参画・協働の推進と町民満足度を向上させる行政経営

自治体の自己決定権が拡大される中で、個性的で魅力的なまちづくりを進めていくためには、町からの一方的な行政運営ではなく、町民と行政が対話を行いながら、政策の形成や事業の進行管理を行っていくことが必要となります。

このため、情報公開と情報提供を積極的に進めて行政の持つ情報や考え方を町民に説明し、行政への関心を高めてもらうとともに、町民と行政の交流・理解、さらに町民との協働へと展開していくことが重要となります。そして、町民との対話の中からお互いの役割分担を明らかにし、ボランティアやNPO等を含めた様々な町民の知恵とパワーを結集して、町民と協働によるまちづくりの実現をめざします。

また、社会環境の変化に伴い町民ニーズが多様化している中で、町の行う事業やサービスなどが、行政のひとりよがりではなく町民の期待に応えているかどうかを定期的に検証することにより、町民満足度の高い行政運営をめざします。

職員・組織が主体的かつ連携して変革し続ける行政経営

分権型社会において町独自の地方自治を推進していくためには、その担い手である職員の育成と組織の連携が重要なカギとなります。

そのためには、すべての職員すべての組織が意欲と情熱と経営感覚を持って町民のために不断に挑戦し、変革し続けていくという心構えを持ち、町民の目線に立って主体的に改革を推進することが必要となります。

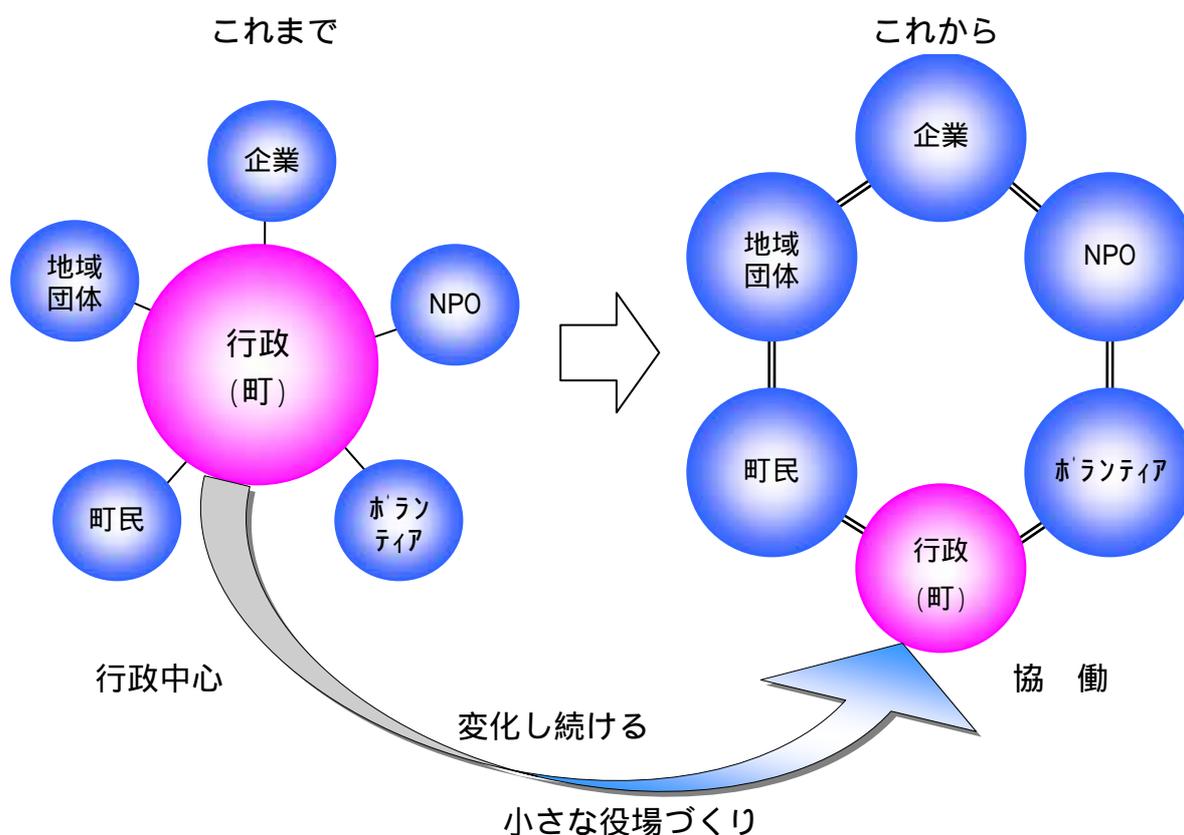
このため、組織機構の再編や庁内分権、人事制度改革などにより公務能率の向上を図り、常に変化し続ける町民ニーズに機動的かつスピーディーに対応できる体制づくりを進め、将来にわたって質の高い行政サービスを実現することをめざします。

新しい時代にふさわしい効率的で小さな役場づくりをめざす行政経営

一般的に行政経費の高コスト構造が指摘され、このことが自治体の財政悪化の要因とも言われています。町の行政コストは、様々な事業を外部委託することや臨時・嘱託職員の活用などにより比較的安く抑えられていますが、今後「自律」で行政運営を行うためには、その体制をより効率的で機動的なスリムなものに変革していくこと、つまり、新しい時代にふさわしい小さな役場づくりをめざす必要があります。

このため、今まで以上に民間活力の導入などによる事業執行の見直しを行い、質の高い行政サービスを、できるだけ低コストで提供する体制を確立するなど、経営的視点を導入した行財政基盤の確立をめざします。

【イメージ図】



(3) 6つの経営戦略と推進課題

3つの経営方針に沿った改革を実現するため、次の6つの経営戦略をそれぞれの視点に基づき着実に推進していきます。

1	「協働のまちづくりをすすめます」 ～公・民のパートナーシップの確立～
---	---------------------------------------

【経営戦略1】

町民の皆さんの意見や考えを行政活動につなげ、協働のまちづくりを推進するため、町民参画型行政を進めます。

～推進課題～

町民の目線に立った事業やサービスを実施するため、町民の生の声やニーズを把握する機能を強化します。

町民とのパートナーシップの視点に立ち、情報公開を積極的に進め行政の透明性を確保します。

重要な施策の意志決定過程に町民が参加できるシステムをつくり、行政への参加

を促進します。

自助、互助、公助の視点に立ち、町民と行政との役割を考えながら「地域力」を創出し、業務を見直します。

2

「顧客志向の環境整備をすすめます」

～町民満足度を向上させる環境づくり～

【経営戦略2】

町民満足度を向上させるため、「顧客志向」の行政経営を行います。

～推進課題～

笑顔とさりげない優しさを基本とし、明るく親切で丁寧な対応に努めます。

町民が利用しやすく、かつ町民の目から見て清潔で綺麗な施設とします。

事務手続を町民の視点から効率的なものとし、ITの活用により町民の利便性を高めます。

健康で安心して生活できる環境を構築します。

子育て支援の充実を図り、子育てを社会全体で支援する環境を構築します。

3

「人づくりをすすめます」

～まちづくりを担う人づくり～

【経営戦略3】

一人ひとりの職員が、町民のために不断に挑戦・変革し続けます。

～推進課題～

職員一人ひとりが将来を展望する提案を行い、主体的に改革に取り組みます。

町民の期待やニーズに応える職員、新しい課題に挑戦する創造的な職員が育成される学習環境を醸造します。

職員の努力や能力が直接反映し、個々のやる気を引き出す新しいシステムを構築します。

4

「スリムで変化に強い行政システムを構築します」

～行政システムの改革～

【経営戦略4】

組織が互いに連携し、常に変化し続ける町民ニーズに機動的に対応できる体制づくり

を進めます。

～推進課題～

社会経済情勢や町民ニーズの変化に対応した組織・機構に再編し続けます。
経営改革において特に重点化が求められる分野においては、戦略的な人事配置を行います。
職員配置を機動的かつ弾力的に行い、小さくても機能する組織をめざします。
町民生活を脅かす様々な危機に対して、組織が連携して機動的に対応できる体制を構築します。

5

「成熟社会に対応した財政基盤を確立します」
～財政構造の改革～

【経営戦略5】

コストの最適化を図るとともに、質の高い施策展開を行い、財政の健全化を進めます。

～推進課題～

改革・改善について明確な目標を掲げ、具体的な数値や期限を示します。
町の全ての仕事について、安易な前例踏襲を見直します。
受益者負担の適正化と全庁的な歳入確保に努めます。
徹底した歳出経費削減と、スピード、コスト、成果を重視した事業の見直しを行います。
地域経済の活性化と循環型社会の構築を図ります。
ITによる職員間の情報の共有化により、業務の効率化と迅速化を図ります。

6

「行政サービスを本質から見直します」
～サービスの改革～

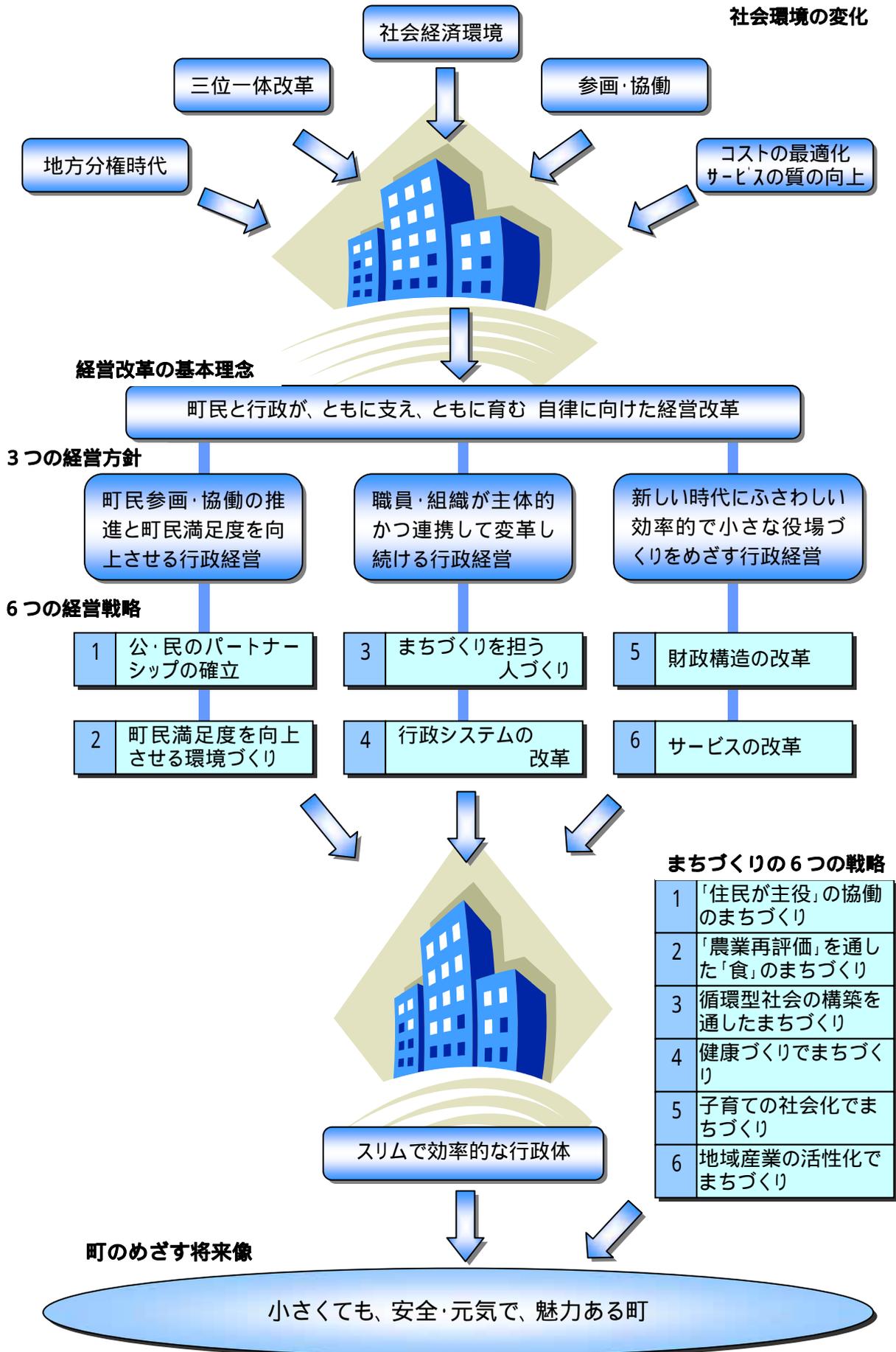
【経営戦略6】

サービスの質の最適化を図るとともに民間活力の導入や自治体間の連携により、スリムな行政体をめざします。

～推進課題～

行政サービスの質を、受け手の立場に立った「町民視点」「納税者視点」を重視した効果的・効率的で最適なものとします。
事業実施や施設の管理運営をNPOやボランティア、民間企業等に移行させることを積極的に推進します。
将来の発展の方向を考えながら広域的行政を引き続き研究し、自治体間の協力体制を推進します。

経営改革のイメージ

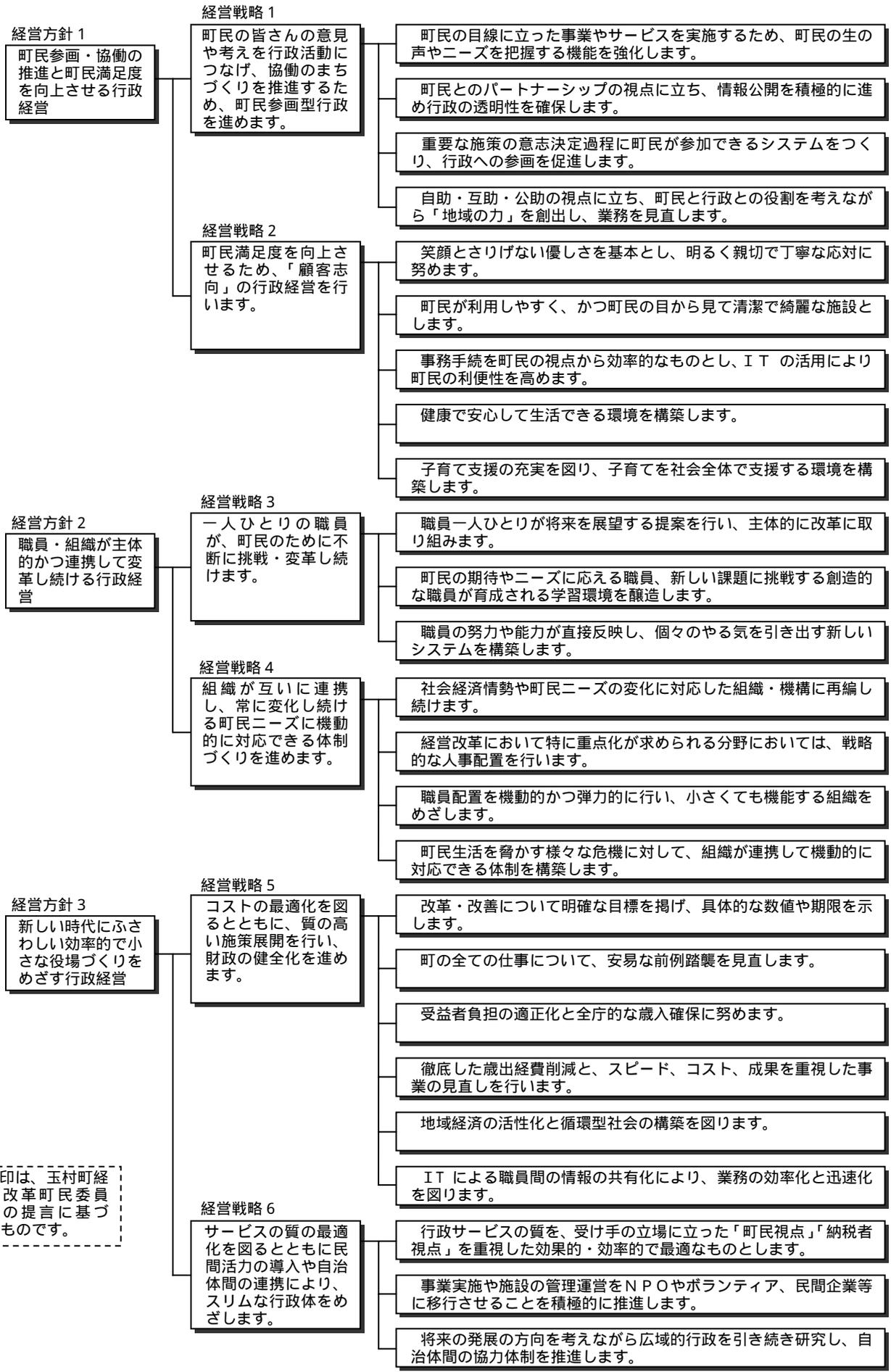


【体系図】

(3つの経営方針)

(6つの経営戦略)

(推進課題)



印は、玉村町経営改革町民委員会の提言に基づくものです。

5. 経営改革の進め方

(1) 実施計画の策定

経営改革の実効性を高めるために、具体的な取組項目、数値目標などの入った実施計画を策定します。

(2) 推進期間

実施計画は、平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間を推進期間とし、前半の 5 年間で集中改革期間（＝集中改革プランの目標期間）として集中的に取り組みます。

さらに、緊急課題、重点課題については、平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間で重点改革期間として重点的に取り組みます。

集中改革プランとは

総務省は、平成 17 年 3 月の次官通達「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」において地方行革に対する新たな指針を示すとともに、都道府県、市町村に対して「集中改革プラン」の今年度中の策定・公表を求めています。

この集中改革プランは、事務・事業の再編・整理、民間委託等の推進、定員管理の適正化、手当の総点検をはじめとする給与の適正化、第三セクターの見直し、経費節減等の財政効果策等について、「平成 17 年度を起点とし、概ね平成 21 年度までの具体的な取り組みを明示したもので、「可能な限り目標数値を掲げること」としている点が特徴となっています。

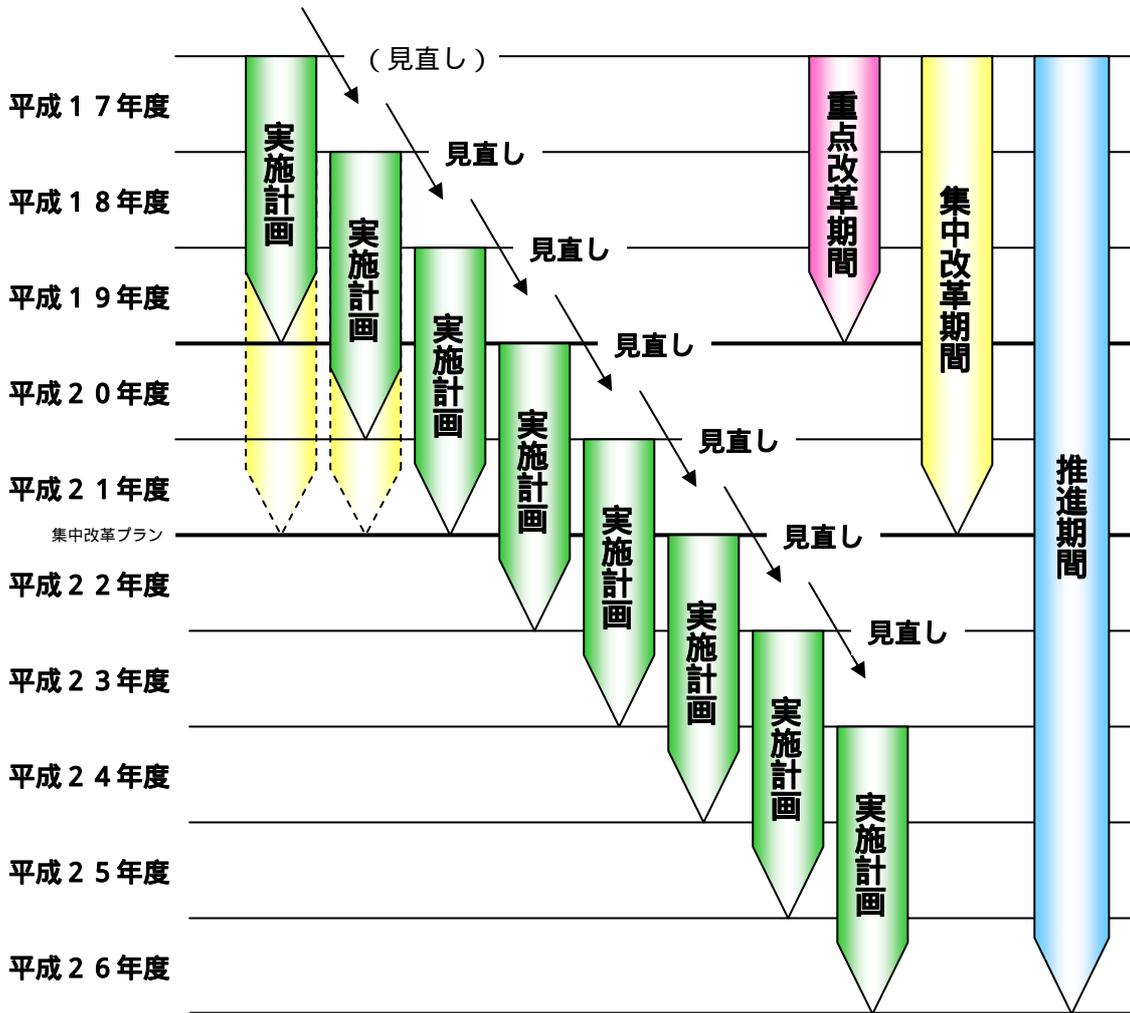
地方分権に伴い、国の“指導”ではなく“助言”という形ですが、国は、各地方公共団体の集中改革プランの取組状況を他の地方公共団体と比較可能な方法で公表するとしています。そのため、詳細にわたって住民にわかりやすい指標の採用や数値の目標化などが要求され、これを公表することで住民が他の地方公共団体と比べることができるし、実質的には自治体間の競争を促しています。特に、定員管理の適正化計画は、退職者数と採用者数の見込みを明示し、平成 22 年 4 月 1 日の明確な数値目標を掲げること(過去 5 年間の総定員の純減 4.6%を上回る数字をめざす)を求めています。

(集中改革プランとの関連図 [資料 5] 参照)

(3) 進行管理と見直し

改革の取組内容を明らかにした 3 年間(ただし、最初の 2 年は「集中改革プラン」の目標年度まで延長します。)の実施計画を策定し進行管理を行います。その後、ローリング方式に

より実施計画の見直しを行います。



ローリング方式とは、毎年度修正や補完などの見直しを行うことにより、刻々と変化する社会、経済情勢の変化に弾力的に対応し、計画と現実とが大きくずれをを防ぐためのシステムです。

[見直しにあたっての留意点]

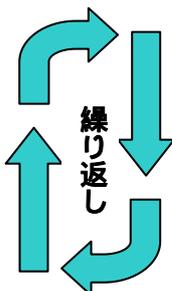
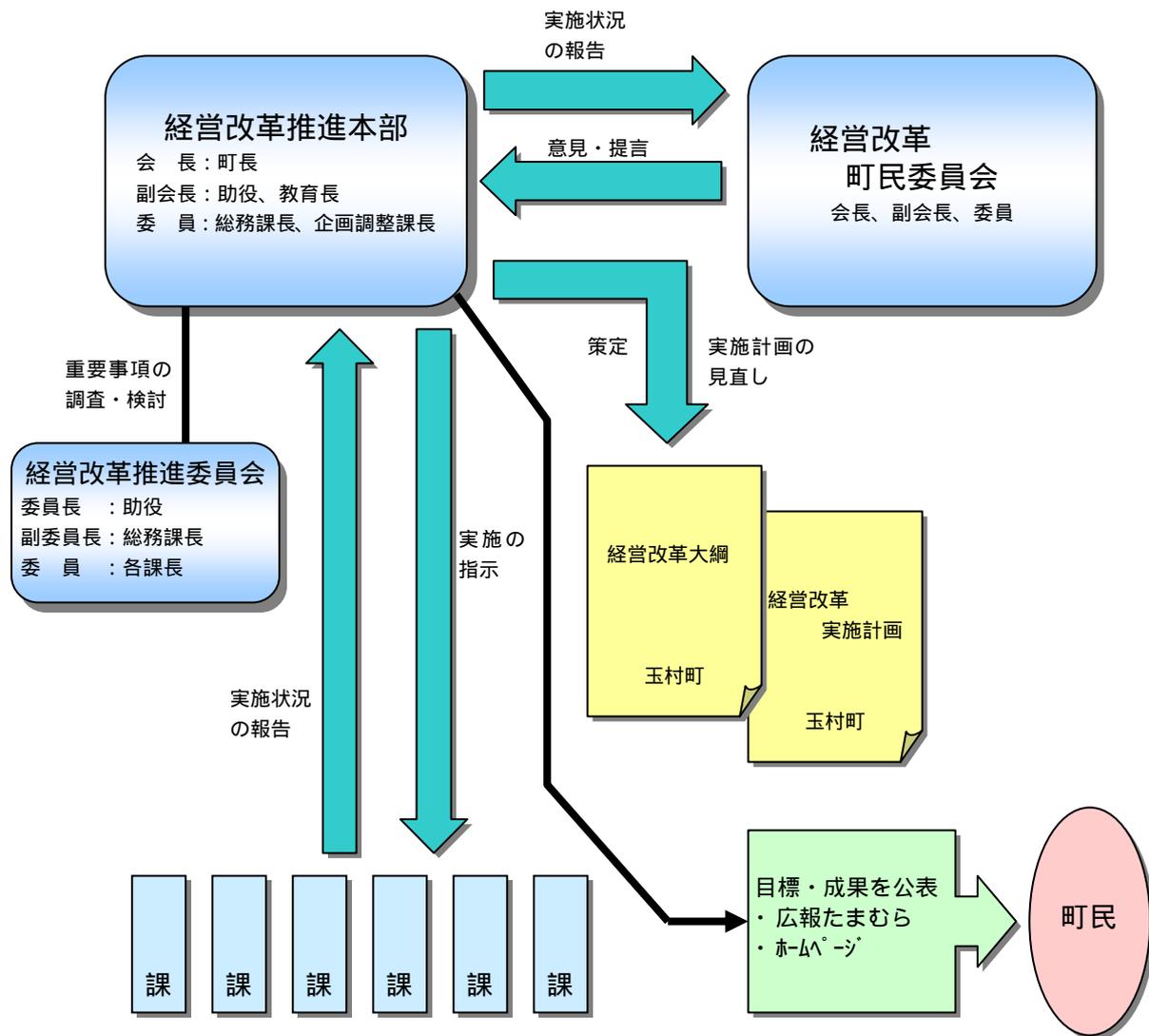
平成21年度までの集中改革期間で次のような事態の発生により、平成26年度までの将来的な収支の均衡を保つことが困難と予想される場合には、実施計画の大胆な見直しが必要となります。

- (1) 三位一体改革により、財政状況が現在の予想よりも大幅に悪化したとき。
- (2) 大型事業を行う必要が生じ、将来にわたって収支の均衡が著しく悪化したとき。
- (3) 予想を上回る少子高齢化により、将来にわたって大幅な負担増が生じたとき。
- (4) その他想定できない事態により、大幅な負担増が生じたとき。

(4) 経営改革の推進体制

実施計画の実施状況を経営改革町民委員会に定期的に報告し、その進ちょく状況を監視していただきます。また、広報たまむらやホームページなどを使って、広く町民の皆さんにお知らせします。

推進体制の図



経営改革町民委員会から、意見・提言をいただきます。
 経営改革推進本部で経営改革大綱・実施計画を策定（見直し）します。
 （経営改革推進委員会では、経営改革に関わる重要事項を調査・検討します。）
 経営改革推進本部から、各課に実施計画の実施を指示します。
 各課から、経営改革推進本部に実施状況を報告します。
 経営改革推進本部から、経営改革町民委員会に実施状況を報告します。

(5) 経営改革町民委員会とは

今回の改革では、町民とともに町を経営するという観点から町民・民間の立場で、策定の段階から経営改革の大綱や実施計画に関わる町民委員会を設けています。

この町民委員会では、大綱や実施計画について、新たな改革に向けての提言を行います。また、毎年の実施状況について経営改革推進本部から報告を受け、計画の進行管理についても意見を述べることができます。これにより経営改革推進本部と町民委員会が緊張感を保ちながら、改革の実効性と透明性を確保するものです。

この町民委員会は、以下の 12 人の皆さんで構成されています。

- ・ 知識経験者
- ・ 町民



平成 16 年 12 月に町長の私的諮問機関として発足した「玉村町経営改革町民委員会」は平成 17 年度をもって任期満了となり、平成 18 年度からは、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関として、その名称を「玉村町経営改革町民会議」と改め、新たに再編成します。

[資料1] これまでの行政改革の取組事項

年度	実施事項	概要・背景等
平成8年度以前	電話交換業務の委託	職員から人材派遣に委託し、経費を節減
	公用車の集中管理化	公用車の台数を抑制し効率的に運用するため、総務課で管理
	禁煙タイムの導入	午前・午後1時間ずつの禁煙タイムの実施
	冷房28℃設定、ノーネクタイの実施	省エネのため、冷房の設定温度を高くし、ノーネクタイを実施
	職員自主申告制度の導入	職員の自主性の尊重、適正配置の推進
	職員自主研究グループの創設	職員の自主的な研究に対して補助金を交付
	勤務評定の実施	職員の士気の高揚と職場の活性化
	国保税の納付回数の変更	納付回数を6・12回に増やすことにより、1回の納付金額の軽減
	住民票の電話予約制度	平日に電話予約し、日直による休日交付
	臨時・嘱託職員の配置	用務員、保育士、調理員、図書館
	制限付き一般競争入札の導入	地域限定の一般競争入札の導入(一定金額以上)
	公募型一般競争入札の導入	地域限定の公募型の一般競争入札の導入(一定金額以上)
	0歳児保育の実施	5保育所において0歳児保育を開始
	長時間保育の実施	5保育所において長時間保育を開始(7:45~18:00)
群馬県との人事交流	群馬県との人事交流を開始	
平成9年度	職員の綱紀粛正	御中元、御歳暮等の辞退の徹底
平成9年度	行政手続条例の施行	行政手続の標準処理時間を設定
平成9年度	窓口業務手当の廃止	年額10,000円の支給を廃止
平成9年度	財務会計システムの導入	財務事務の迅速化、省力化
平成9年度	障害児保育を実施	5保育所において障害児保育を開始
平成9年度	乳幼児医療無料化(4歳児)	4歳の誕生日までの医療費を無料化
平成10年度	事業別予算の導入	事業ごとに費用を明確に表示し、わかりやすい予算書に変更
平成10年度	時間外勤務の縮減	上限時間数の示し、時間外勤務を抑制
平成10年度	旅費の見直し	隣接市町村への日当は廃止し、その他の県内出張は、半額
平成10年度	議会だよりの発行	議員手作りの広報を年4回発行
平成10年度	乳幼児医療無料化(5歳児)	5歳の誕生日までの医療費を無料化
平成11年度	環境基本条例の制定	環境の保全、創造についての条例を制定し、基本計画を策定
平成11年度	上・下水道料金の徴収事務の一本化	口座振替を始めとする徴収事務を一本化
平成11年度	緑故債の繰上償還・低利借換	高利の地方債の低利へ借換するとともに繰上償還を実施
平成11年度	緑故債借入の競争入札制度の導入	利率競争により借入先を決定する仕組みに変更
平成11年度	議員費用弁償の見直し	職員に準じて費用弁償の見直しを実施
平成11年度	議員兼務報酬の廃止、見直し	審議会等を兼ねている場合の報酬削減
平成11年度	機構改革の実施	児童家庭課の新設、保健福祉課、生活環境課の業務の組み替え
平成11年度	補助金の見直し	5%~10%の削減
平成11年度	乳幼児医療無料化(6歳児)	6歳の誕生日までの医療費を無料化
平成12年度	図書館の開館時間の延長	平日2時間延長し、午後7時まで
平成12年度	窓口時間の延長	窓口時間(収税課、住民課)を毎週月曜日1時間試行的に延長
平成12年度	作業服の統一化	課ごとに違う職員の作業服を段階的に統一
平成12年度	事務服の廃止	約2~3年に1度支給してきた事務服を廃止
平成12年度	職員名札の変更	職員の名札を写真入り、身分証明書付きに変更
平成12年度	バランスシートの導入	企業会計的分析手法を導入、資産と債権の明確化
平成12年度	ホームページの開設	ホームページを開設し、町政情報を提供
平成12年度	インターネットによる意見聴取	政策形成、意思形成への町民参加システムの充実・強化
平成12年度	イントラネットの開設	会議室予約、公用車予約、メール等を財務会計クラウドで処理
平成12年度	高崎市との人事交流	高崎市との人事交流を開始
平成12年度	海洋センター窓口業務の民間委託	窓口業務を職員から民間委託へ切り替え
平成12年度	低公害車の導入	地球環境に配慮した低公害車プリウスの導入
平成12年度	審議会等への議員参加の抑制	農業委員、監査委員等を除き、原則として抑制
平成12年度	粗大ゴミの収集方法の変更	粗大ゴミを収集方法を直接搬入方式へ変更
平成12年度	乳幼児医療無料化(未就学児)	未就学児までの医療費を無料化
平成13年度	新規採用職員の見送り(1)	業務量に応じた人員配置の適正化による職員数の削減

平成13年度	情報公開制度の施行	「知る権利」「説明責任」を明記し、行政情報を原則公開
平成13年度	公共工事入札執行調書の公表	積極的な情報提供の一環として、公共工事の入札結果を公表
平成13年度	物品購入入札、見積合わせ結果の公表	” 物品の入札等の結果を公表
平成13年度	ファイリングシステムの導入	情報公開に対応すべく文書管理方式をファイリングシステムへ
平成13年度	町政モニターの設置	政策形成、意思形成への町民参加システムの充実・強化
平成13年度	前橋市との人事交流	前橋市との人事交流を実施
平成13年度	ピバ・デイの実施	ノー残業デイ、カジュアルデイを統合して毎週水曜日実施
平成13年度	時間外勤務の縮減	事前届出制度に変更
平成13年度	県立女子大による英語活動	県立女子大生による小学校での英語活動
平成13年度	町内巡回バスの運行	交通弱者のため、町内を巡回する乗合バスを運行
平成13年度	議会委員会数の見直し	4 常任委員会 3 委員会
平成13年度	フロア・マネージャーの設置	庁舎各階にフロア・マネージャーを設置し、庁内美化を推進
平成13年度	収税対策検討委員会の設置	収納率の低迷に歯止めをかけるため、対策を検討・実施
平成14年度	新規採用職員の見送り(2)	業務量に応じた人員配置の適正化による職員数の削減
平成14年度	敬老祝金の見直し	敬老祝金一人あたりの支給額を削減
平成14年度	例規集の電子化	例規集をペーパーレス化し、ホームページで公開
平成14年度	庁舎内分煙化	世界禁煙デイ 5/31 に合わせて事務室内を禁煙
平成14年度	区長サポート制度の創設	各区長を指定職員がサポート
平成14年度	窓口時間の延長	窓口時間(収税課、住民課)を毎週月曜日午後7時まで延長
平成14年度	議員定数の削減(1)	議員定数を22人 20人(次の一般選挙から)
平成14年度	職員提案制度の創設	職員による新しい政策の提案を募り、事務効率の向上を図る
平成14年度	乳幼児医療無料化(7歳児)	7歳の誕生日までの医療費を無料化
平成15年度	個人情報保護制度の施行	個人のプライバシーを守るための制度を確立
平成15年度	職員採用試験結果の簡易開示	1次試験不合格者に総合得点・順位を口頭請求により開示
平成15年度	庁内事務横断的支援体制	確定申告などの繁忙期に他課の職員を一定期間派遣
平成15年度	町長あてダイレクトメールの新設	町長がメールを受信し、回答する広聴機能の創設
平成15年度	町長車の売却	町長専用高級車の売却
平成15年度	三役、教育長の給料削減	町長10%、助役、収入役及び教育長5%の給料を削減
平成15年度	広報たまむら「お知らせ号」の発行	回覧等の町民への配布物を減少させるため、毎月1回発行
平成15年度	1Fフロアへのローカウンター化	安心して、落ち着いて、ゆっくり手続きができるようローカウンター化
平成15年度	公共施設の完全分煙化	健康増進法の施行に伴い、公共施設を完全分煙化
平成15年度	少人数指導たまむらプラン	少人数指導を行うため、小中学校に各1名臨時教員を配置
平成15年度	延長保育の実施	第1保育所において延長保育を開始(7:00~19:00)
平成15年度	学童保育時間の延長	学童保育の時間を午前・午後30分延長(8:00~18:30 土除く)
平成16年度	幼稚園の3歳児保育	4.5歳児から3,4,5歳児へ
平成16年度	旅費の見直し	日帰り日当は廃止し、宿泊出張は、日当を半額に
平成16年度	職員ボランティアによるクリーン作戦	年4回のクリーン作戦を実施(花火大会1、公共施設周辺3)
平成16年度	様式におけるあて先の表記の改正	町の機関に対する申請書等のあて先を「様」から「(あて先)」へ
平成16年度	議員定数の削減(2)	議員定数を20人 16人(次の一般選挙から 現行22人)
平成16年度	農業委員定数の削減	農業委員定数を22人 15人(次の一般選挙から)
平成16年度	特別職報酬の見直し	年額支給から月額支給に切り替え
平成16年度	政治倫理条例の制定	町民の信託に応えるための政治倫理基準を明文化(県内初)
平成16年度	I P 電話の導入	役場庁舎にI P 電話を導入
平成16年度	個人情報保護制度の見直し	個人情報漏えい等の職員等の一定の行為に対して罰則を適用
平成16年度	敬老祝金の見直し	支給対象年齢、支給額の見直し
平成17年度	議員政務調査費の廃止	議員1人年間10万円支給されていた政務調査費を廃止

[資料 2] 国と地方の財政状況と見通し

(1) 国の財政状況と見通し

国債残高は過去最高の 5 4 2 兆円です。

平成 18 年度の新規国債発行額は 5 年ぶりに 30 兆円を割り込み、29 兆 9,730 億円となりました。しかし、平成 18 年度末の国債発行残高は、541 兆 7,988 億円（過去最高を更新）と、前年度末より 5 兆 3,264 億円増加し、財政の危機的状況には変わりはありません。これは将来世代の大きな負担となります。

家族 4 人の 1 世帯当たり 1,696 万円の借金です。

国債残高は国民 1 人あたりに換算すると 424 万円、家族 4 人の 1 世帯当たりでは 1,696 万円となり、サラリーマン世帯の平均可処分所得の 3.2 倍に達する借金を背負いながら生活していることとなります。

可処分所得

個人所得の総額から直接税や社会保険料などを差し引いた残りの部分で、個人が自由に処分できる所得。つまり年収から引かれるものを引かれた残りの手取額のことです。

1 時間当たりの利払費だけで小学校が 1 校建設できます。

このように国債残高は増加していますが、低金利の影響で、利払費はこれまで低く抑えられてきました。ただし、今後の金利の影響によっては、利払費が大幅に増加する可能性があります。なお、平成 17 年度の利払費は 8 兆 9,000 億円で、1 時間当たりの利払費 約 10 億円で標準的な小学校 1 校（18 クラス。用地費除く。）が建設できる計算となります。

基礎的財政収支の赤字は減少傾向です。

税収と税外収入だけで、国債の元利払費を除く歳出をまかなえるかどうかを示す基礎的財政収支（プライマリーバランス）は、定率減税の縮小や景気回復に伴う税収増、歳出削減強化により 11 兆 2,114 億円の赤字で、最悪だった平成 15 年度（20 兆 4,000 億円の赤字）に比べほぼ半減しました。

基礎的財政収支（プライマリーバランス）

「国債を除く税収等の歳入」から「過去の国債に対する元利払費を除いた歳出」を差し引いた財政収支のことをいいます。

基礎的財政収支が均衡すれば、毎年度の税収等によって、過去の国債に対する元利払費を除いた毎年度の歳出をまかなうこととなります。

近年の国の基礎的財政収支は大幅な赤字となっていますが、政府は、持続可能な財政の構築に向けて、子や孫の世代に負担を先送りすることで債務残高が経済の規模に比べてさらに増大することを抑制するため、平成 23 年度に基礎的財政収支の黒字化を目指すこととしています。

しかし、この黒字化の目標は消費税の増税を盛り込んでいないので、達成には歳出の大幅な削減（14 兆円超）か、経済成長率を高め税収を増やすか、消費税などの増税で歳入を増やすか、或いはそれらの組み合わせが必要となります。

基礎的財政収支均衡の達成と債務残高の関係

基礎的財政収支が均衡している状態では、国債収入（新たな借金）が国債償還費（借金の返済）と利払費のみに充てられるため、債務残高は利払費分だけ増大します。

この場合、仮に名目 GDP 成長率が名目利率に等しければ、国債残高は名目 GDP と同率で増大し、結果として国債残高の対 GDP 比は一定に保たれます。

こうしたことから、基礎的財政収支均衡の達成は、財政の中長期的な持続可能性を考えるとときに、重要な意味を持つといえます。

社会保障関係費は年々増大する見込みです。

平成 18 年度予算の社会保障関係費は、診療報酬の過去最大の引き下げなどで大幅に圧縮したものの高齢化により前年度比 0.9%増 20 兆 5,739 億円となり、政策的経費である一般歳出の 44.4%に達しました。さらに高齢化の進展に伴って毎年 1 兆円規模の自然増が見込まれています。

公共事業関係費は減少する見込みです。

公共事業関係費は、4.4%減の 7 兆 2,015 億円となり、昭和 63 年以来 18 年ぶりの低水準となりました。国は財政構造改革路線を堅持することから、今後も公共事業関係費は減少することが見込まれています。

三位一体改革などにより地方への影響は必至です。

国の厳しい財政状況を背景に三位一体改革が着実に推進される中で、平成 18 年度までの 3 年間で 4 兆 6,661 億円の国庫補助金が廃止・削減され、3 兆 94 億円の財源が国から地方に移譲されることになりました。しかし、国庫補助金の削減や地方交付税の縮減等による税源移譲のあり方など改革の全容が未だに不明確であるなか、大幅な税制改正も議論されており、地方財政への影響は必至の状況です。

(2) 県の財政状況と見通し

群馬県の財政状況は依然として厳しい状況です。

県税収入は法人関係税を中心に増加が見込まれています。しかし、国の三位一体改革の影響により、地方財政計画の歳出削減や地方交付税の配分方法が見直されたことなどから、財政運営は極めて厳しい状況です。

市町村財政への影響が見込まれます。

県においては、平成 17 年度から平成 19 年度までを計画期間とする群馬県行政改革大綱とその実施計画を策定し取り組んでおり、市町村がこれまで以上に地域の行政を自立かつ総合的に運営できるよう県と市町村による自立・連携・支援の仕組みづくりを推進する予定です。しかし、厳しい財政状況を背景に、補助金の削減など市町村財政への影響が見込まれます。

(3) 町の財政状況と見通し

歳入の状況と今後の方向

国・県の財源をあてにしない、計画的な財政運営が必要です。

国の債務残高の増加や三位一体改革の推進により、地方交付税や補助金などの地方への配分は確実に減少傾向にあります。また、県の財政状況も厳しく市町村への補助金も減少傾向にあります。これからは、国・県の財源が大幅に縮小される中で、少子高齢社会と人口減少社会を見据えた町の計画的な財政運営が必要です。

身の丈にあった財政規模が必要です。

今後は、財源を見極めた上で大型公共事業を実施するかどうか判断する必要があり、本来の身の丈にあった財政規模を維持することが必要です。

町 税

町税は増加傾向にあります。

景気回復による企業業績に支えられて法人町民税は増加する見込みであり、三位一体改革による税源移譲や、定率減税の縮小・廃止等の税制改正により、町税は今後増加する傾向にあります。

税源移譲等により税収が増加しても、逆に地方交付税は減少することになります。

三位一体改革による税源移譲や税制改正が今後の税収に大きな影響を及ぼし、これらの税源移譲等によって税収が増加しても、逆に地方交付税は減少することになります。

【町税の状況】

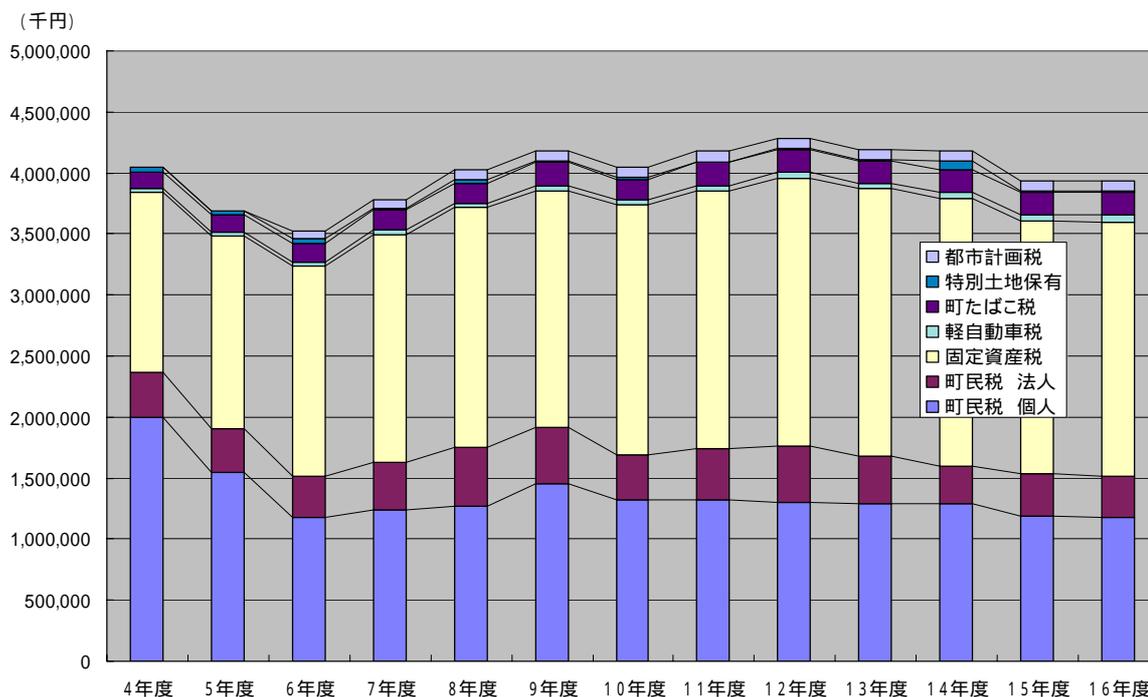
平成 16 年度町税の税目ごとの構成割合は、固定資産税が 53.0%を占め、10 年間を通じて概ね右肩上がりに推移しています。

個人町民税は、平成 4 年度の 20 億円をピークに右肩下がりに推移し、平成 16 年度では 12 億 8 千万円にまで落ち込んでいます。これは長引く経済不況に加え、平成 5 年度から実施された特別減税や平成 11 年度から実施されている恒久的な減税の影響によるものです。

法人町民税は、平成 9 年度の 4 億 6 千万円をピークに右肩下がりで推移し、平成 16 年度では 3 億 4 千万円となっています。

町たばこ税は、1 億 9 千万円程度で推移し、軽自動車税は右肩上がりで推移し平成 16 年度では、5,500 万円となっています。

町 税



地方交付税

地方交付税は減少傾向にあります。

平成 12 年度から平成 16 年度までの地方交付税の削減率は、マイナス 34.6%で、年平均でマイナス 6.9%です。今後も三位一体改革による税源移譲や定率減税の縮小・廃止などの影響により減少傾向にあります。

【地方交付税の状況】

地方交付税は、国税の一定割合(所得税、法人税、酒税の 32%、消費税の 5 分の 4 の 29.5%、国のたばこ税の 25%)を割いて、地方税だけでは必要な(標準的な行政をするのに必要な)一般財源が不足する地方自治体に配分される財源です。

しかし、1970 年代半ば以降(88 年から 91 年のバブル経済期を除き)、国税の一定割合だけでは、地方の一般財源不足額を補うことが構造的にできなくなり、国の交付税特別会計が借入をし、国税の一定割合と合わせて地方交付税として各地方自治体に交付してきました。この借入金の将来の返済は、国と地方が折半で負担するとしていましたが、実質的に借入金の返済は交付税特別会計の中で行われているため、地方の負担意識は全くありませんでした。

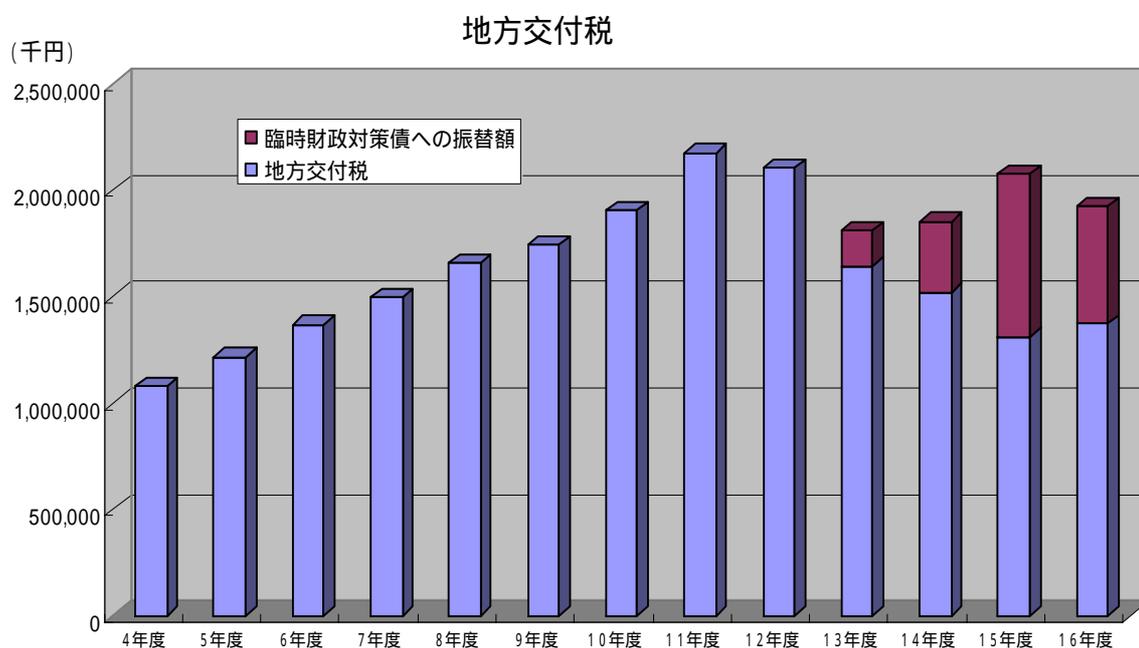
しかし、平成 13 年度から期限つきで、不足額を交付税特別会計の借金でまかなうというやり方から、国庫負担分は一般会計で、地方負担分は各自治体の赤字債(=臨時財政対策債)

によってまかなうことにしたのです。

これによって地方交付税は、それに応じた額が減るということになりました。各自治体が「地方交付税が大幅に減らされた」といっているのはこのためです。

臨時財政対策債は、地方自治体の赤字債といっても、地方交付税の振り替えであり、その元利償還（借金返済）については全額、その返済年度に地方交付税として交付される仕組みになっています。地方財政法（第33条の5の2）でも明記されています。

町の地方交付税の状況は右肩上がりでも推移し、平成11年度のピーク時では約22億円に達しましたが、その後、臨時財政対策債への振り替えや算出方法の見直しの影響により急激な右肩下がりとなり、平成16年度では14億円にまで落ち込んでいます。しかし、平成16年度の臨時財政対策債への振替額5億円を加えると19億円という状況です。



地方交付税 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額
基準財政収入額 = 地方自治体ごと標準的に入ってくる各種税（目的税及び法定外普通税は除く）、交付金、地方譲与税の合計見積額です。地方自治体の自由度を保つために、地方譲与税と交通安全対策特別交付金以外は、見積額の75%を算入します。
基準財政需要額 = 地方自治体ごとの標準的な行政需要を満たすために必要とされる経費のうち、一般財源でまかなうべき額のことです。さまざまな項目ごとにその量と、単位あたりの費用を計算し、団体ごとの規模の差によって補正を行い算出します。

財政力指数

財政力指数は上昇傾向にあります。

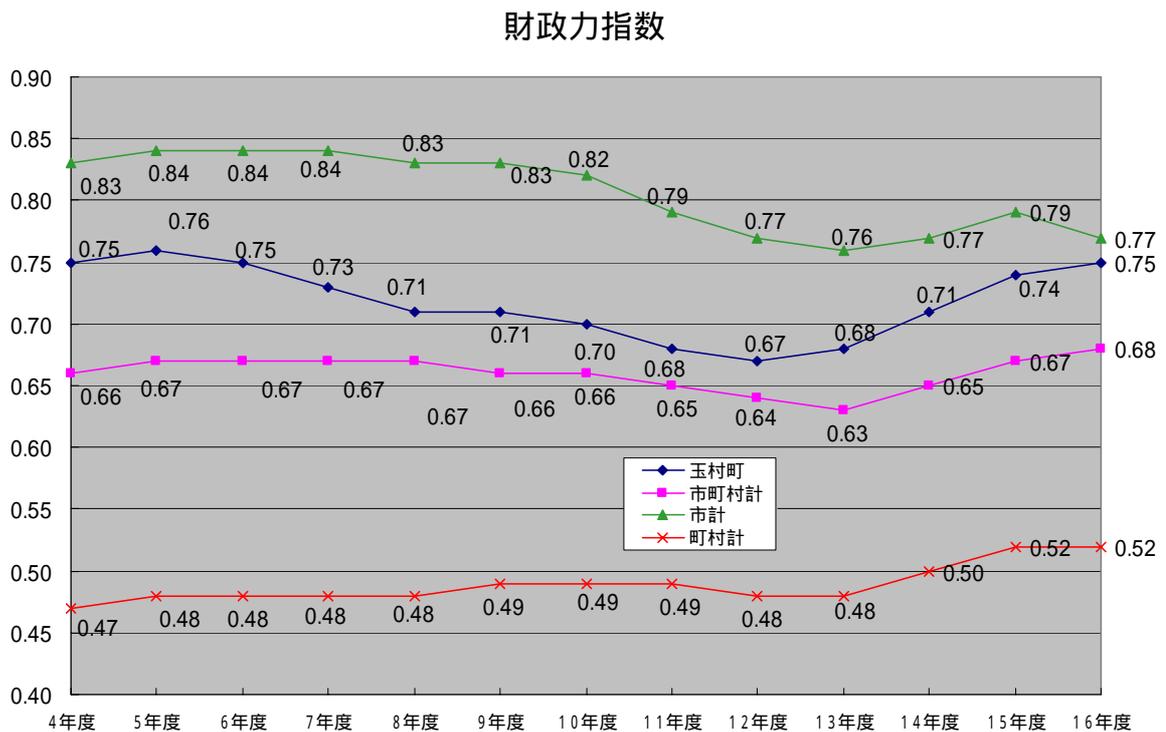
地方公務員総数の削減や給与の削減などの影響を受けて基準財政需要額は減少傾向にあり、三位一体改革による税源移譲や定率減税の縮小・廃止などにより基準財政収入額は増加傾向にあります。結果として、今後も財政力指数は、引き続き上昇傾向にあります。

【財政力指数の状況】

財政力指数とは、地方自治体の財政力を示す指標で、普通交付税の算定に用いる基準財政収入額を基準財政需要額で除した数値です。一般的には過去3箇年の平均値を指します。

この値が大きいほど財政的に余裕があり、単年度の数字が1を超えた団体は交付税の不交付団体になります。

町の財政力指数は、平成16年度0.75であり上昇傾向にあります。



$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad \text{の3カ年平均}$$

経常収支比率

経常収支比率は、硬直傾向が続きます。

税源移譲等により町税は増加し、地方交付税は減少することが予想されます。結果としてこれら経常一般財源の伸びは期待できないため、経常収支比率の硬直傾向は続きます。固定的な経費を縮減することにより、経常収支比率の硬直傾向を抑制する必要があります。

【経常収支比率の状況】

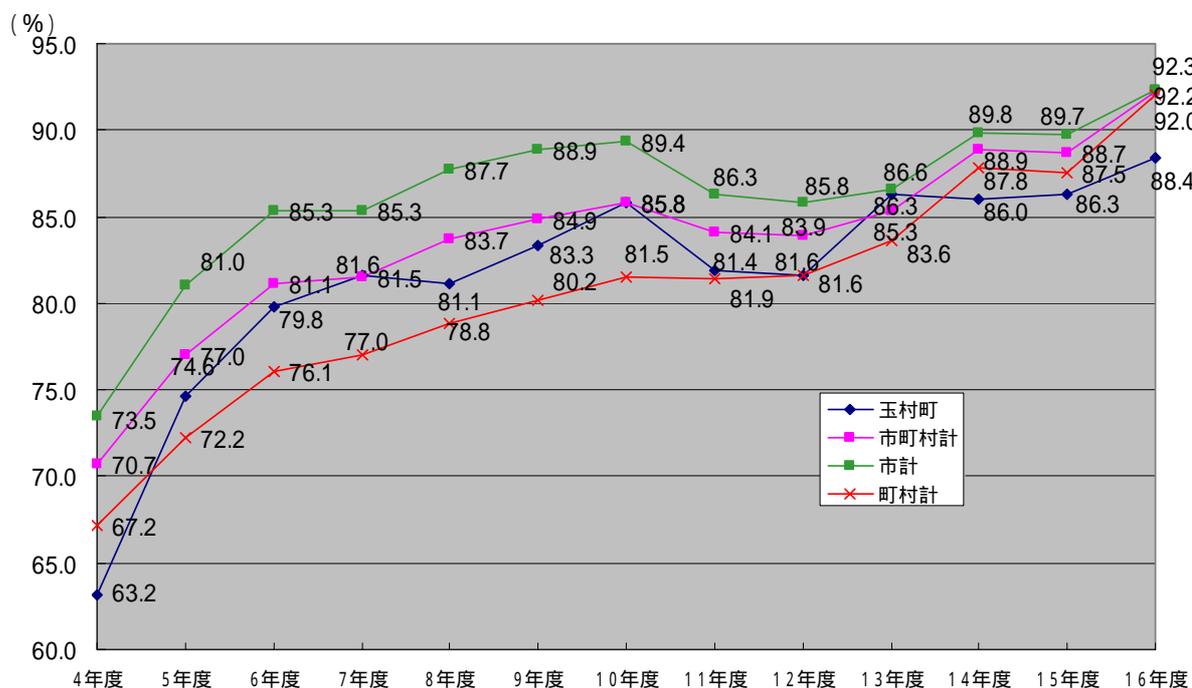
経常収支比率とは、経常一般財源総額に占める経常経費に充てられる一般財源の割合を示し、公共団体における財政構造の弾力性を測定する比率として使われます。

経常一般財源が、毎年度継続して固定的に支出される経費にどれだけ充当しうるかの割合、逆に言えば、経常一般財源のうち、新たな町民ニーズに応じていくための経費がどれだけ残っているのかを示す比率です。比率が低いほど財政構造の弾力性があり、新しい仕事に振り向ける財源が残っていることを示しています。

一般的に町村では75%を超えると弾力性を失いつつあるといわれています。

平成16年度決算における町の経常収支比率は88.4%となっており、財政の硬直傾向が続いています。

経常収支比率



経常収支比率 = 経常経費充当一般財源の額 / 経常一般財源総額 × 100 (%)

経常一般財源 = 町の収入で、地方税や普通交付税などの使い道が特定されないものを一般財源といたします。その一般財源のうち、毎年経常的に町に収められるものを示します。

地 方 債

地方債は抑制し、減少傾向になります。

北部公園整備事業が終了することにより大型公共事業が少なくなることから地方債を縮小し、減少させていくことが必要です。今後の事業としては既存施設(学校、保育所)の改築・改修や主要町道の整備が予定されており一時的に増加しますが、その後は減少傾向になります。

【地方債現在高の状況】

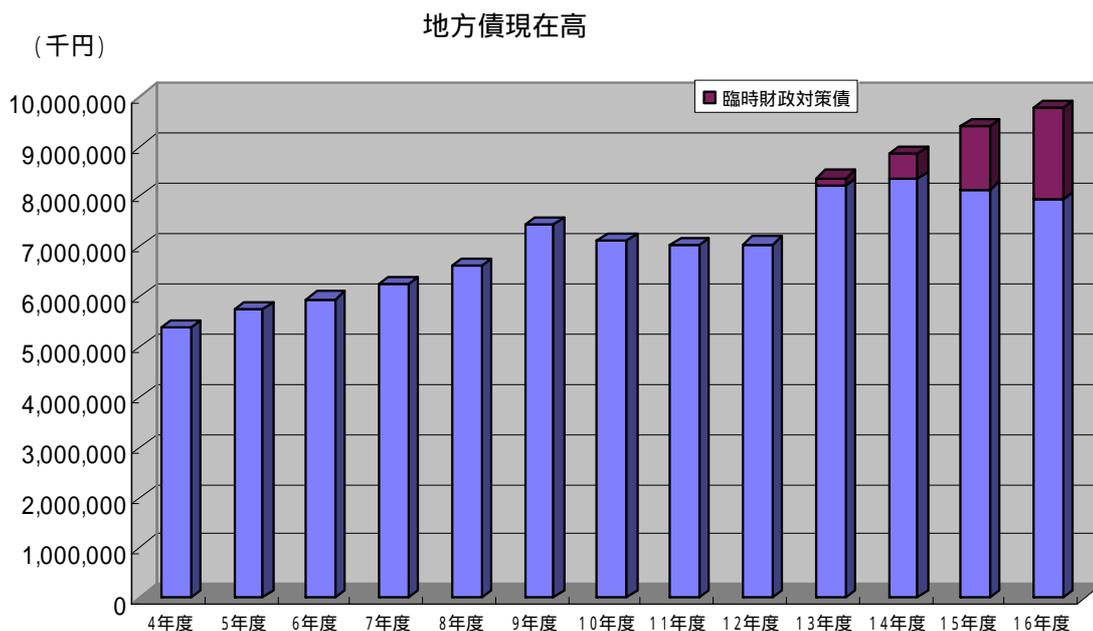
地方債とは、特定の歳出に充てるため地方自治体が年度を越えて元利を償還する借入金をいいます。

一般的には、公共施設の建設事業の財源とするために地方自治体が国や金融機関から地方債として借り入れています。ただし、国が実施している特別減税の影響による地方自治体への歳入不足を補うための減税補てん債や、国から地方自治体へ交付する地方交付税財源の不足を補うための臨時財政対策債などの例外があります。

この地方債を借り入れる目的、限度額、借入方法(証券発行か証書借入か)、利率、償還方法などは、議会の議決を得て予算で定められています。

地方債の元利償還金については、地方交付税に算入される場合が多い状況です。例えば、臨時地方道整備事業など単独事業を対象とする地方債では、元利償還金の30%から50%が財政力に応じて後年度に地方交付税に算入され、義務教育施設などでも20%から70%が算入されています。交付税の補助金化現象のひとつですが、建設事業を促進する役割は大きいといえます。また、減税補てん債や臨時財政対策債は、元利償還金の100%が後年度に地方交付税に算入されています。

町の地方債現在高は、平成13年度から国が地方交付税を臨時財政対策債に振り替えたことにより急増し、平成16年度末で98億円に達していますが、臨時財政対策債18億円を除くと80億円という状況です。



公債費負担比率

公債費負担比率は、減少傾向になります。

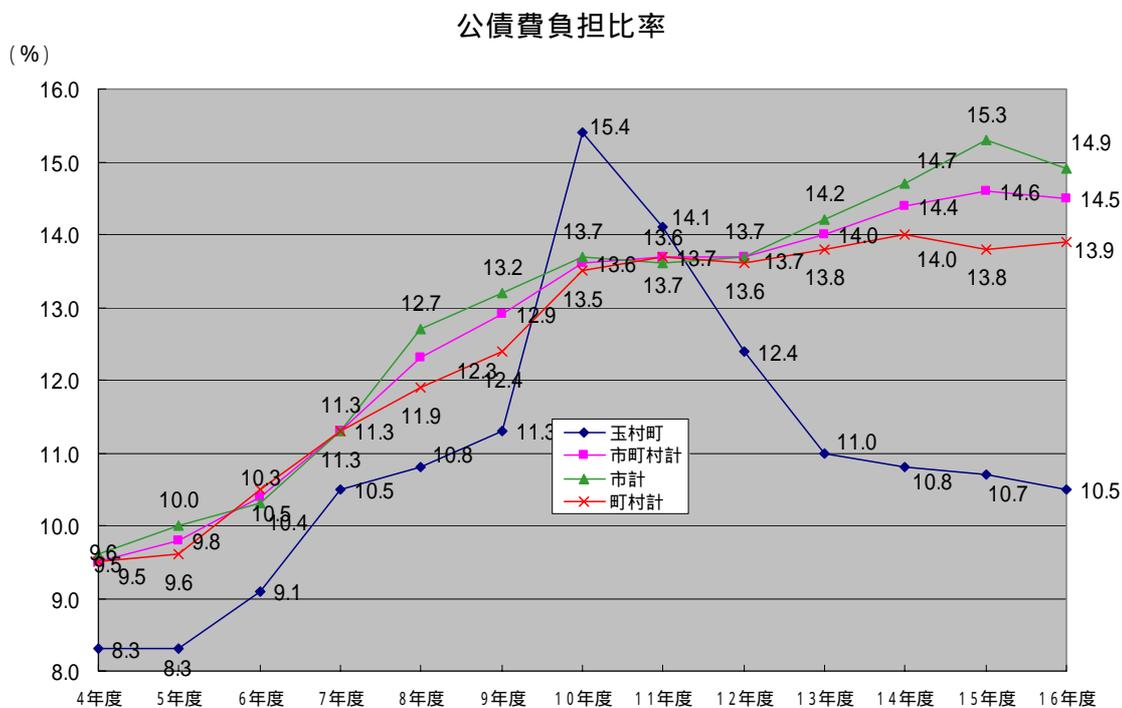
公債費負担比率は、借入金利の低下や、大型公共事業が少なくなることから減少傾向になります。

【公債費負担比率の状況】

公債費（地方自治体が借り入れた借金）に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいいます。この率が高いほど、財政運営が硬直していることを示します。

一般的に財政運営上 15%が警戒ライン、20%が危険ラインといわれています。

平成 16 年度決算でみると、町の公債費負担比率は 10.5%であり健全な状況といえます。



$$\text{公債費負担比率} = \frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{一般財源総額}} \times 100 (\%)$$

基金

計画的に基金を取り崩しての財政運営となります。

これまで町では、将来予想される行政需要に的確に応えるため、財政調整基金をはじめとする各種基金の維持・確保に努めてきました。しかし今後は、歳入が大きく不足する場合や大型公共事業を実施する場合は、計画的に基金を取り崩しての財政運営が予想されます。

【基金保有額の状況】

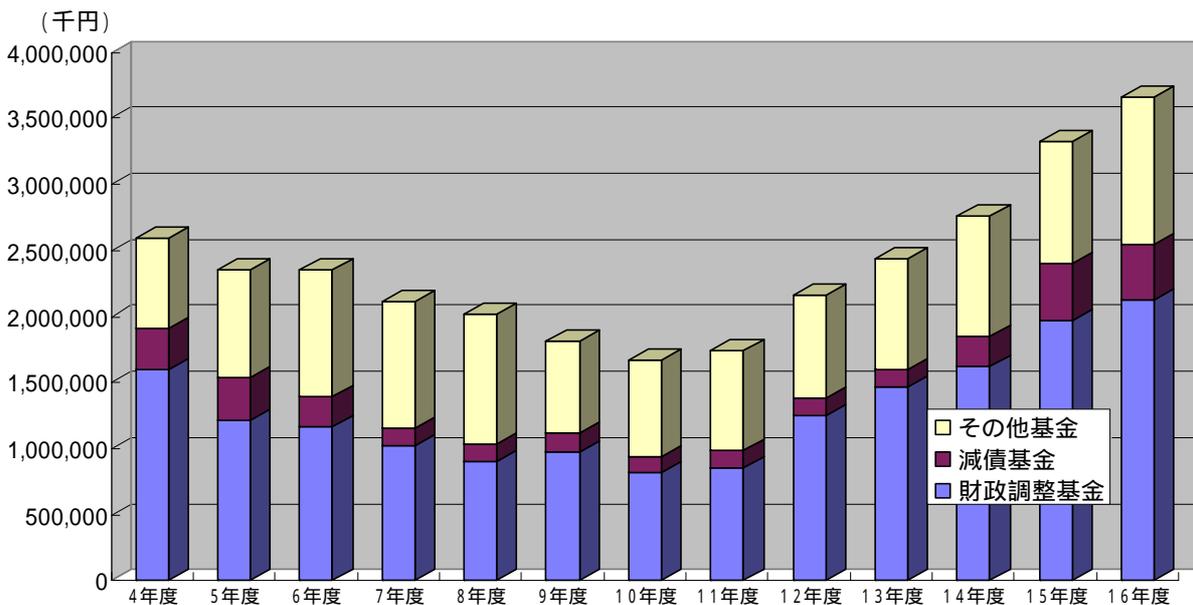
基金とは、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、または資金を運用するために設けられているものです。

この基金の種類としては、年度間の財政の不均衡を調整することを目的として設けられている財政調整基金、地方債の償還を計画的に行うことを目的として設けられている減債基金、特定の事業のために積み立てられたその他の基金（特定目的基金）に大別され、現在、町が保有する基金は次のとおりです。

- ・ 財政調整基金
- ・ 減債基金
- ・ 教育振興基金
- ・ 柴田奨学基金
- ・ 田中奨学基金
- ・ 育英基金
- ・ 学校給食事業基金
- ・ 文化センター運営基金
- ・ ふるさと創生基金
- ・ ふるさと振興基金
- ・ 地域福祉基金
- ・ 土地開発基金
- ・ 都市計画事業基金
- ・ 罹災救助基金
- ・ 群馬県証紙購入基金

町の基金総額は、平成 10 年度まで下降を続け総額 16 億円となりましたが、平成 11 年度から平成 16 年度まで積み立てを行うことにより、現在、財政調整基金 21 億円、減債基金 4 億円、その他基金 11 億円、総額 36 億円となっています。

基金現在高



歳出の状況と今後の方向

社会保障関係経費は急激に増加する可能性があります。

急激な少子高齢化により老人福祉費が急増し、少子化対策のための児童福祉費が増加することが予想されます。

公共事業は抑制、減少傾向になります。

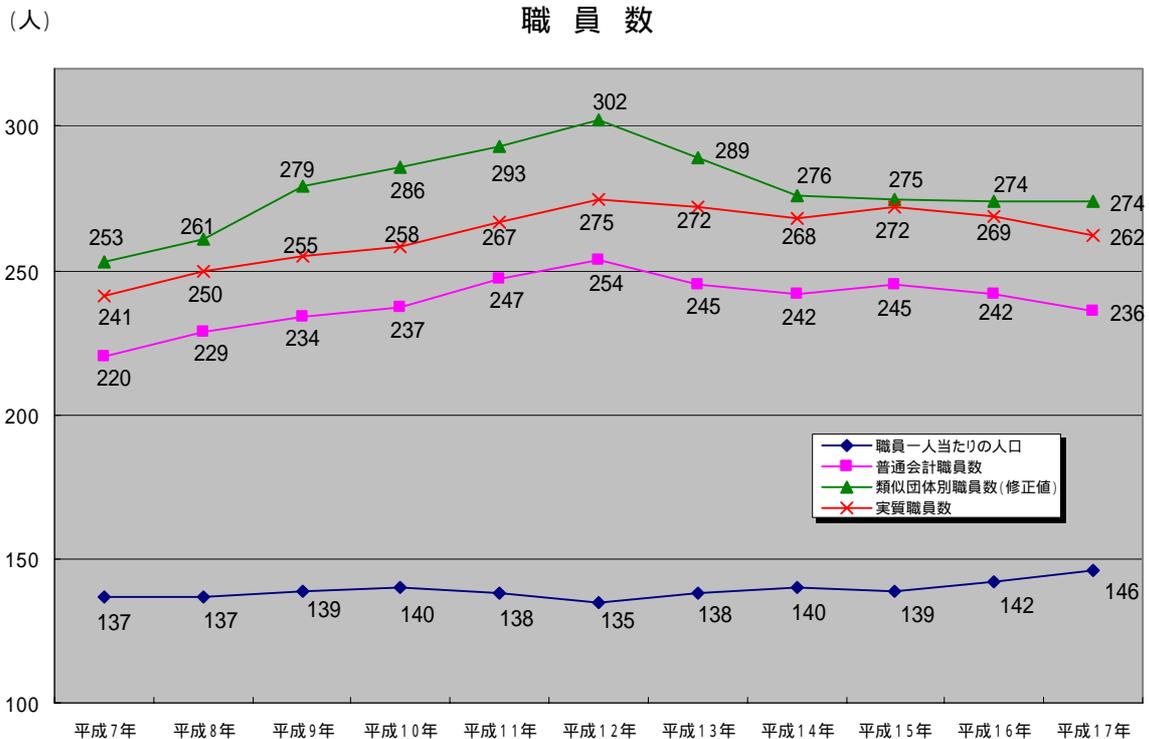
大型公共事業が少なくなることから財政規模を縮小し、公共事業は抑制、減少傾向になります。ただし、今後予定されている既存施設（学校、保育所）の改築・改修や主要町道の整備については、優先順位を検討しながら財源の重点的・効率的な配分により実施します。

行政サービスの質を低下させないために先ず人件費を削減することを最優先します。

厳しい財政状況の中においても行政サービスの質を低下させないために、国の「集中改革プラン」で示された純減 4.6%を上回る職員数の削減を実施します。今後、職員一人ひとりの能力開発や意識改革を進め、併せて組織機構の再編や外部委託を推進することによりこの目標を達成します。

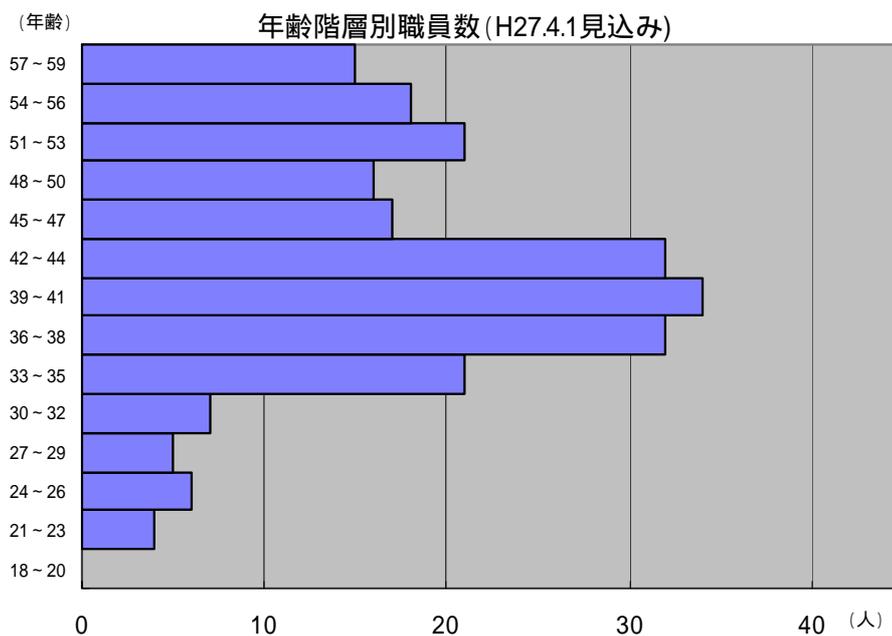
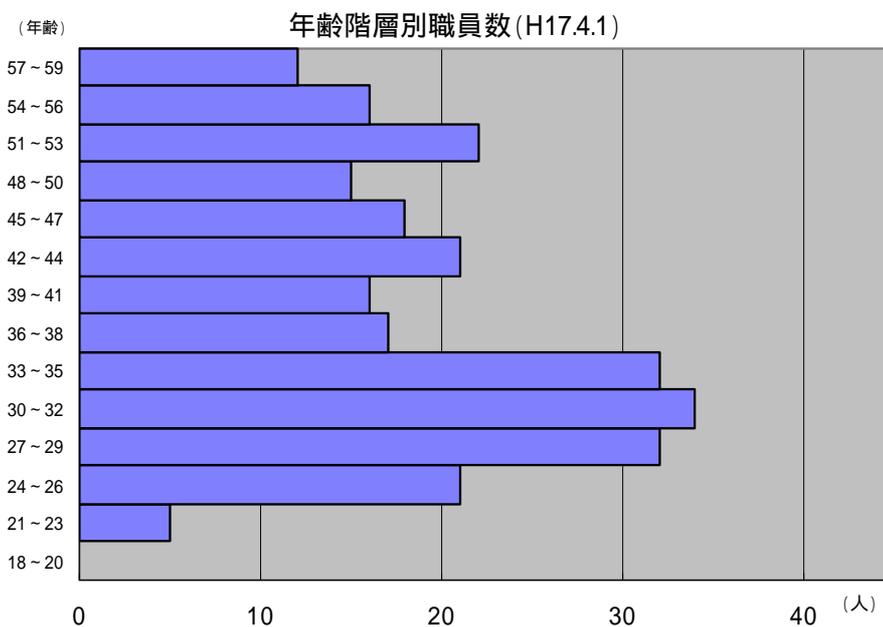
職員数

職員数については、ほぼ横ばいの状況にあり、臨時・嘱託職員の活用や施設管理等の外部委託により、類似団体に比べて少ない数値となっています。



- ・類似団体別職員数：全市区町村(指定都市を除く。)を人口と産業構造を基準にいくつかのグループに分け、そのグループごとに普通会計部門の職員数の人口1万人当たりの数値を算出し、指標としたもの
- ・普通会計職員数：他の団体と同じ基準で職員数を比較するため、農業共済、上・下水道、国民健康保険、老人保健の職員数を除いた職員数

職員数の削減は、退職者数に比べ、採用者数を抑制します。次のグラフは平成17年4月1日と10年後の平成27年4月1日(見込み)の年齢階層別職員数を表したものであり、職員の高齢化が大きな課題となっています。



[資料3] 町の人口見通し

人口の増減

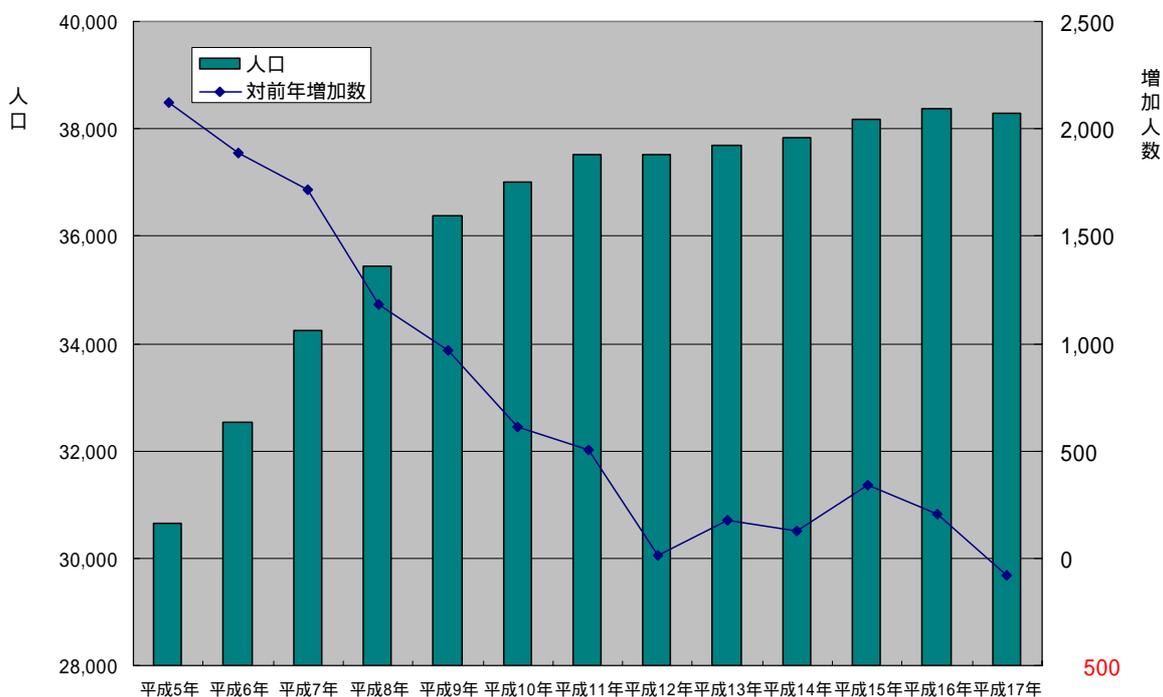
人口は急増から微増へ、そして人口減少社会へ

町の発展は、これまで堅調な人口増加に支えられ、人口増加数、増加率ともに県内市町村では常に上位に位置してきました。

しかし、国や県においては既に人口減少に転じたとの見通しを示しており、町も30数年ぶりに人口減少となりました。

このため、町の人口を減らさない施策を早急に模索するとともに、人口減少社会を見据えた行財政システムを確立しておく必要があります。

区分	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
人口	30,639	32,526	34,244	35,426	36,393	37,004	37,508	37,522	37,701	37,827	38,171	38,375	38,296
対前年増加数	2,120	1,887	1,718	1,182	967	611	504	14	179	126	344	204	79



群馬県年齢別人口統計調 (n.10.1)

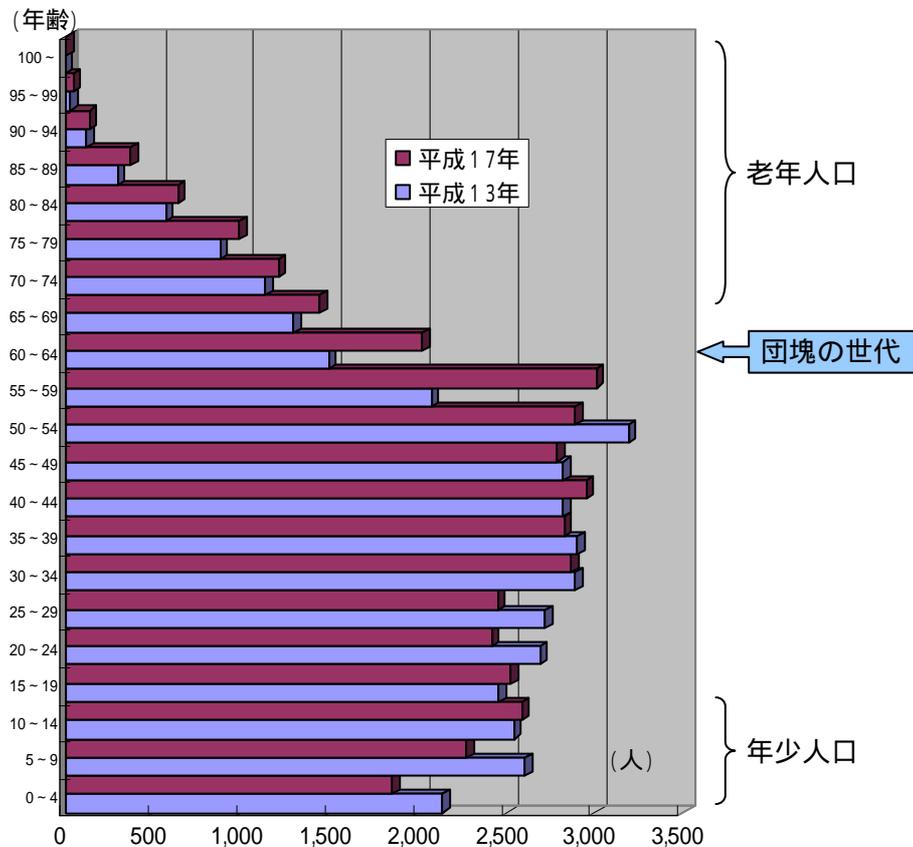
年齢階層別人口

少子高齢化の傾向が顕著になり、年齢階層別人口の割合が大きく変化

国全体が少子高齢社会を迎える中で、町も既に老年人口(65歳以上)の増加傾向と、年少人口(0~14歳)の減少傾向が顕著になっています。今後、特に団塊の世代が老年人口階層に入ってくるにより、年齢階層別人口の割合(人口ピラミッド)も大きく変化してきます。このことに着目してまちづくりのあり方を見直す必要があります。

町年齢階層別人口						
区分	年齢	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
年少人口	0~14	7,283	7,115	7,018	6,892	6,711
生産年齢人口	15~64	26,088	26,239	26,509	26,759	26,744
老年人口	65~	4,330	4,473	4,644	4,724	4,841
計		37,701	37,827	38,171	38,375	38,296

町人口ピラミッド(n.10.1)



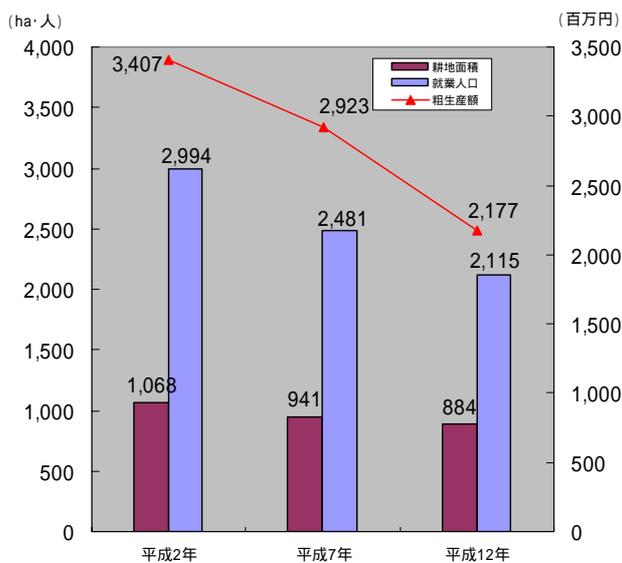
群馬県年齢別人口統計調(n.10.1)

[資料 4] 産業振興の課題

農業は、営農システムの確立が課題

農業は、農家数、経営耕地面積が年々減少し（農林業センサス）、農業粗生産額も急激に減少しています（群馬県農林水産統計年報）。このため、他産業との連携や新しい農業経営などの取り組みが必要です。

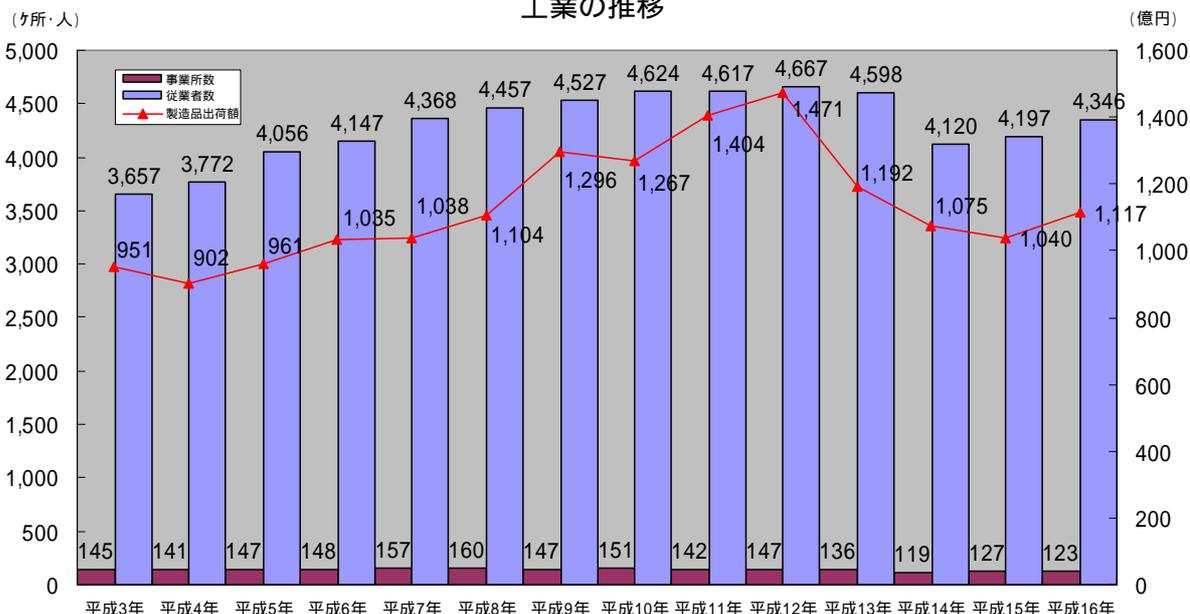
農業の推移



工業は、優良企業の誘致が課題

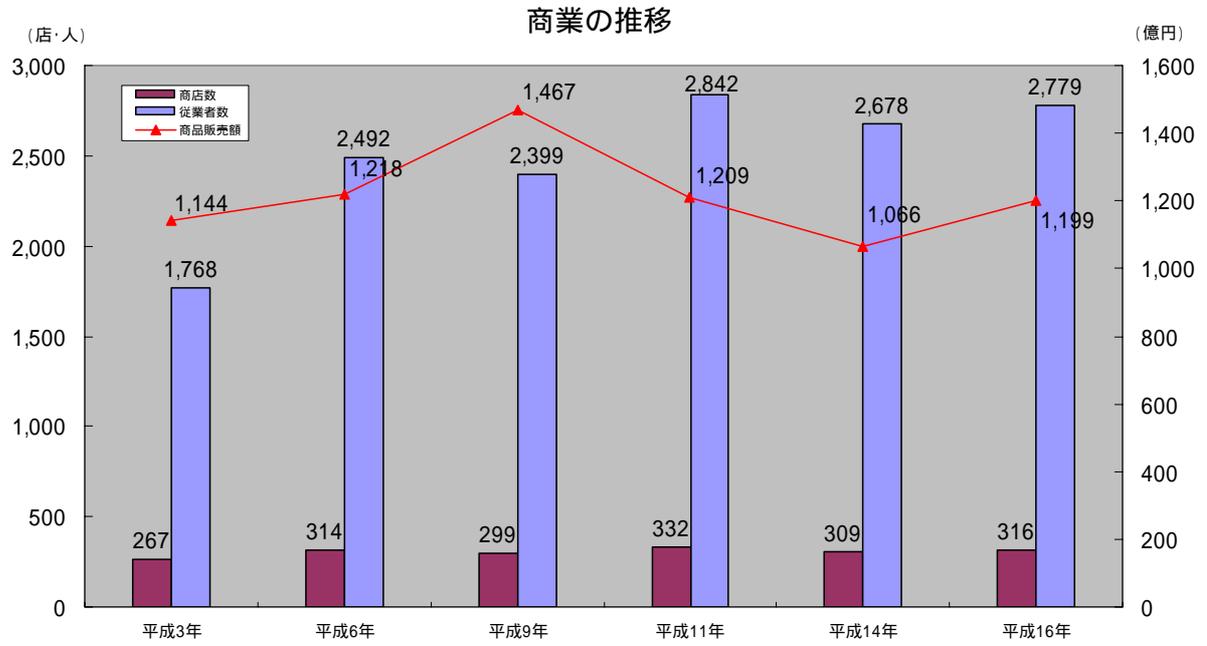
工業は、平成13年度から事業所数、従業者数、製造品出荷額がともに減少傾向にありましたが、景気回復による好調な企業業績に支えられ平成16年度はすべて増加に転じました（工業統計調査）。今後さらに優良企業誘致のための積極的な取り組みが必要です。

工業の推移

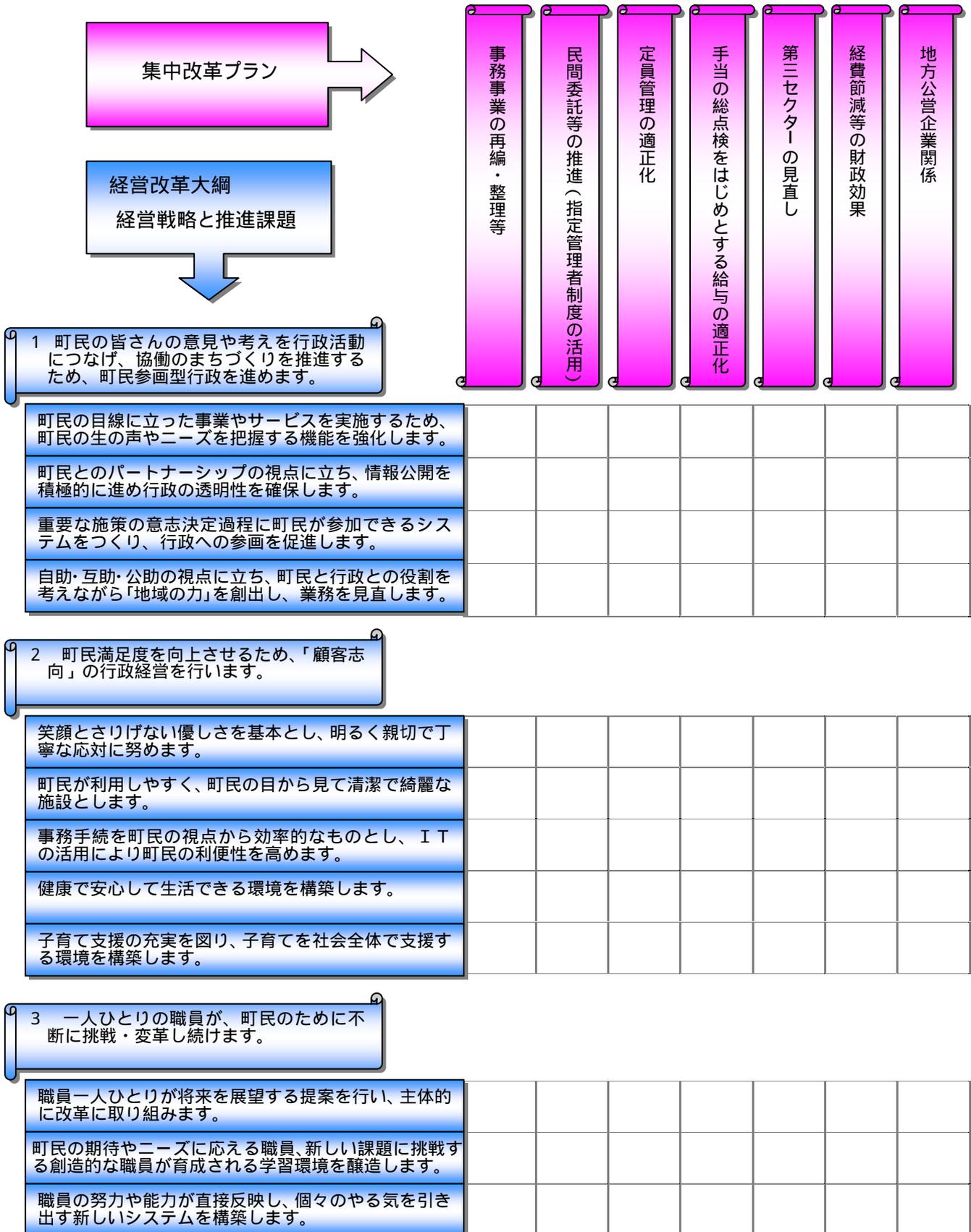


商業は、魅力的な個店づくりが課題

商業は、平成 11 年度から平成 14 年度にかけて商店数、従業者数、年間商品販売額がともに減少傾向にありましたが、平成 16 年度はすべて増加に転じました（商業統計調査）。今後はさらに総合的な経営指導を行うなど意欲的な経営者の育成と魅力的な個店づくりへの取り組みが必要です。



[資料5] 集中改革プランとの関連図



4 組織が互いに連携し、常に変化し続ける町民ニーズに機動的に対応できる体制づくりを進めます。

社会経済情勢や町民ニーズの変化に対応した組織・機構に再編し続けます。							
経営改革において特に重点化が求められる分野においては、戦略的な人事配置を行います。							
職員配置を機動的かつ弾力的に行い、小さくても機能する組織をめざします。							
町民生活を脅かす様々な危機に対して、組織が連携して機動的に対応できる体制を構築します。							

5 コストの最適化を図るとともに、質の高い施策展開を行い、財政の健全化を進めます。

改革・改善について明確な目標を掲げ、具体的な数値や期限を示します。							
町の全ての仕事について、安易な前例踏襲を見直します。							
受益者負担の適正化と全庁的な歳入確保に努めます。							
徹底した歳出経費削減と、スピード、コスト、成果を重視した事業の見直しを行います。							
地域経済の活性化と循環型社会の構築を図ります。							
ITによる職員間の情報の共有化により、業務の効率化と迅速化を図ります。							

6 サービスの質の最適化を図るとともに民間活力の導入や自治体間の連携により、スリムな行政体をめざします。

行政サービスの質を、受け手の立場に立った「町民視点」「納税者視点」を重視した効果的・効率的で最適なものとします。							
事業実施や施設の管理運営をNPOやボランティア、民間企業等に移行させることを積極的に推進します。							
将来の発展の方向を考えながら広域的行政を引き続き研究し、自治体間の協力体制を推進します。							